



国立公園における自然体験コンテンツガイドライン (Ver.3.0)

令和5年3月

環境省自然環境局国立公園課
国立公園利用推進室

1. ガイドラインの目的と全体像

(1) はじめに	1
(2) ガイドラインの活用方法	2
(3) ガイドラインの構成	3
(4) 地域ぐるみで目的地化を目指すためのポイント	4
(5) 地域ぐるみで目的地化を目指すために関係する制度・ツール	4
(6) 「コンテンツ造成」項目一覧	6
(7) コンテンツの高付加価値化の事例	7
(8) 「安全対策・危機管理」項目一覧	8
(9) 安全対策・危機管理の事例	9
(10) 「環境への貢献・持続可能性」項目一覧	10
(11) 環境への貢献・持続可能性の事例	11
(12) コンテンツガイドラインを活用した高付加価値化の事例	12

2. チェック項目

(1) 「コンテンツ造成」関連のチェック項目	17
(2) 「安全対策・危機管理」関連のチェック項目	23
(3) 「環境への貢献・持続可能性」関連のチェック項目	26

3. チェックシート 32 |4. 参考資料 34 |5. 用語集 36 |6. 問合せ一覧 37 |

1. ガイドラインの目的と全体像

(1) はじめに

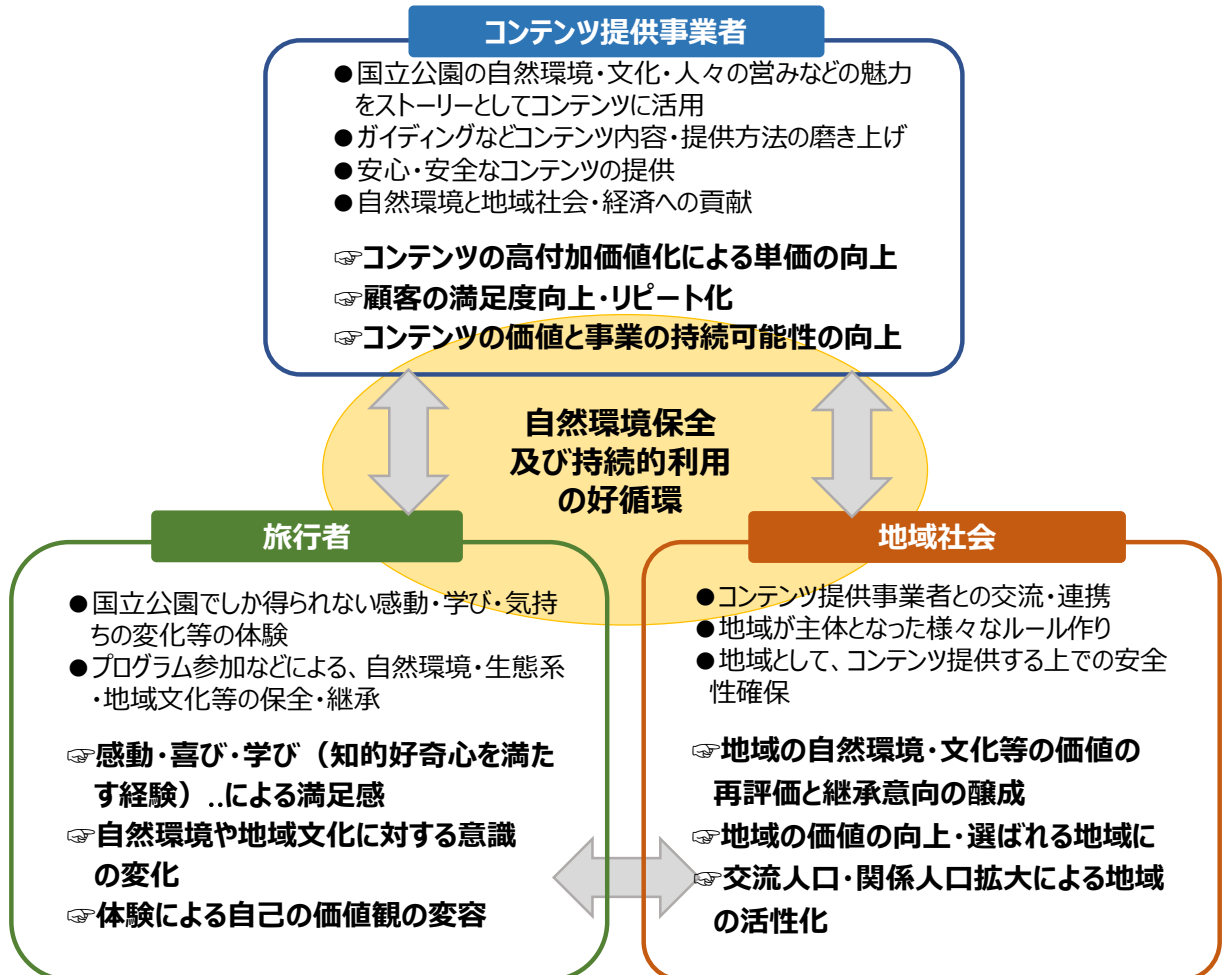
－ 国立公園における自然体験コンテンツの高付加価値化に向けて －

本ガイドラインは、国立公園内の自然・文化資源などを活用して各種のコンテンツを提供されている事業者の皆さまと、自治体、地域の観光推進組織などの関係者の方々に向け、国立公園を訪れる人々に国立公園の魅力をしっかり体験していただけるコンテンツづくり、地域づくりに必要となる具体的な取組をとりまとめています。

各国立公園の自然的特性、そこで育まれた地域の生活文化など、日本の国立公園ならではの資源を活用した付加価値の高いコンテンツづくりは旅行者の満足度を高め、リピーターの増加やコンテンツ単価の向上に寄与します。また、事業者のメリットのみならず、コンテンツづくりで必要となる多くの地域プレーヤーの方々との交流は、地域の自然環境や地域の人々にも多くのメリットをもたらし、旅行者に長く選ばれつづける地域づくりに貢献します。

環境省では、多くの事業者の皆様の本ガイドラインの主旨をご理解いただき、国立公園内でより質の高い国立公園ならではのコンテンツの提供ができるように、国立公園のさらなる活性化を皆さんとともに進めていきたいと考えており、その第一歩として本ガイドラインをとりまとめました。このガイドラインが有効に活用されるよう願っています。

ガイドライン活用におけるコンテンツ提供事業者／旅行者／地域社会のメリット



1. ガイドラインの目的と全体像

(2) ガイドラインの活用方法

本ガイドラインは、国立公園において自然体験コンテンツを提供している事業者の皆様に向け、国立公園が訪問目的となるコンテンツづくりやコンテンツの高付加価値化において重要と思われるポイントを、セルフチェックいただく形で整理したものです。

【ガイドラインの活用方法】

- ①ガイドラインの各項目についてセルフチェックいただき、足りていないと思われる点を改善いただくことで、コンテンツの質の向上につながります。
 - ②旅行者に選ばれる観光地域づくりに向け、行政や地域の観光推進組織や環境省地方環境事務所など地域関係者とのコミュニケーションツールとして活用いただけます。
- 本ガイドラインを活用いただくことで、関係する皆様方それぞれにメリットをもたらすものと考えています。地域の特性に応じて、追加が必要な項目などは適宜追加してご活用ください。



やってみよう！ ガイドラインの活用におけるステップアップのポイント！

基本的項目（フェーズ1）から発展的項目（フェーズ2）へステップアップしていくために、以下の流れを参考にして進めてみてはいかがでしょうか。

地域の特性に応じて、本ガイドラインを参考にさせていただきながら、是非ステップアップの方法も検討してみてください。

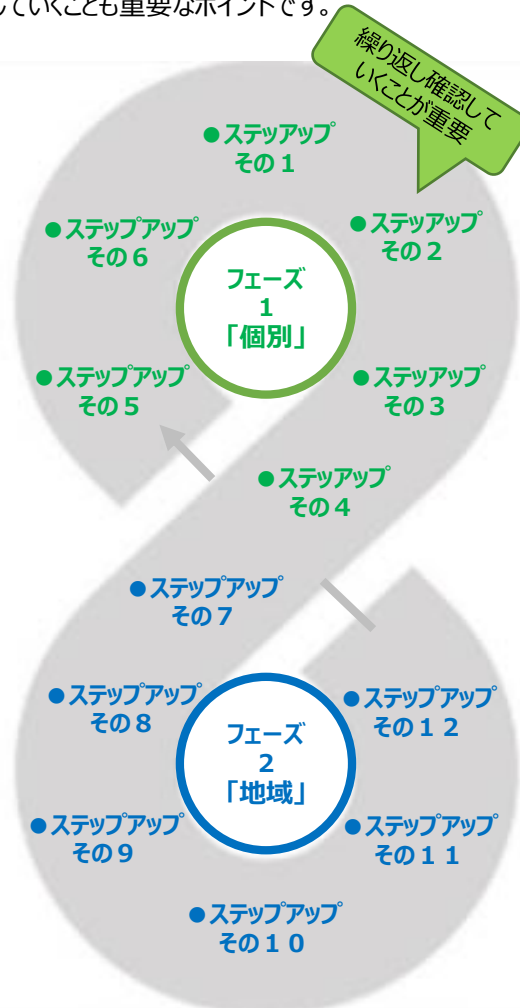
コンテンツの高付加価値化に向けた取組は、地域関係者の皆様で様々に検討していくことこそが、ステップアップのベースとなると考えています。また、フェーズ1～フェーズ2の流れを繰り返し確認していくことも重要なポイントです。

基本的項目（フェーズ1）

- <ステップアップ：その1> 本ガイドラインをしっかりと読みこんでみよう！
- <ステップアップ：その2> 販売コンテンツをチェックシートでチェックしてみよう！
- <ステップアップ：その3> チェックシートの結果により、コンテンツの課題を整理してみよう！※どのテーマ・項目が改善の必要がありますか？
- <ステップアップ：その4> 課題点は独自で改善できるものか、地域の協力を得ながら改善できるものか、整理してみよう！
- <ステップアップ：その5> 独自で改善できるものから着手してみよう！
- <ステップアップ：その6> 上記1～5を、繰り返し実践してみよう！

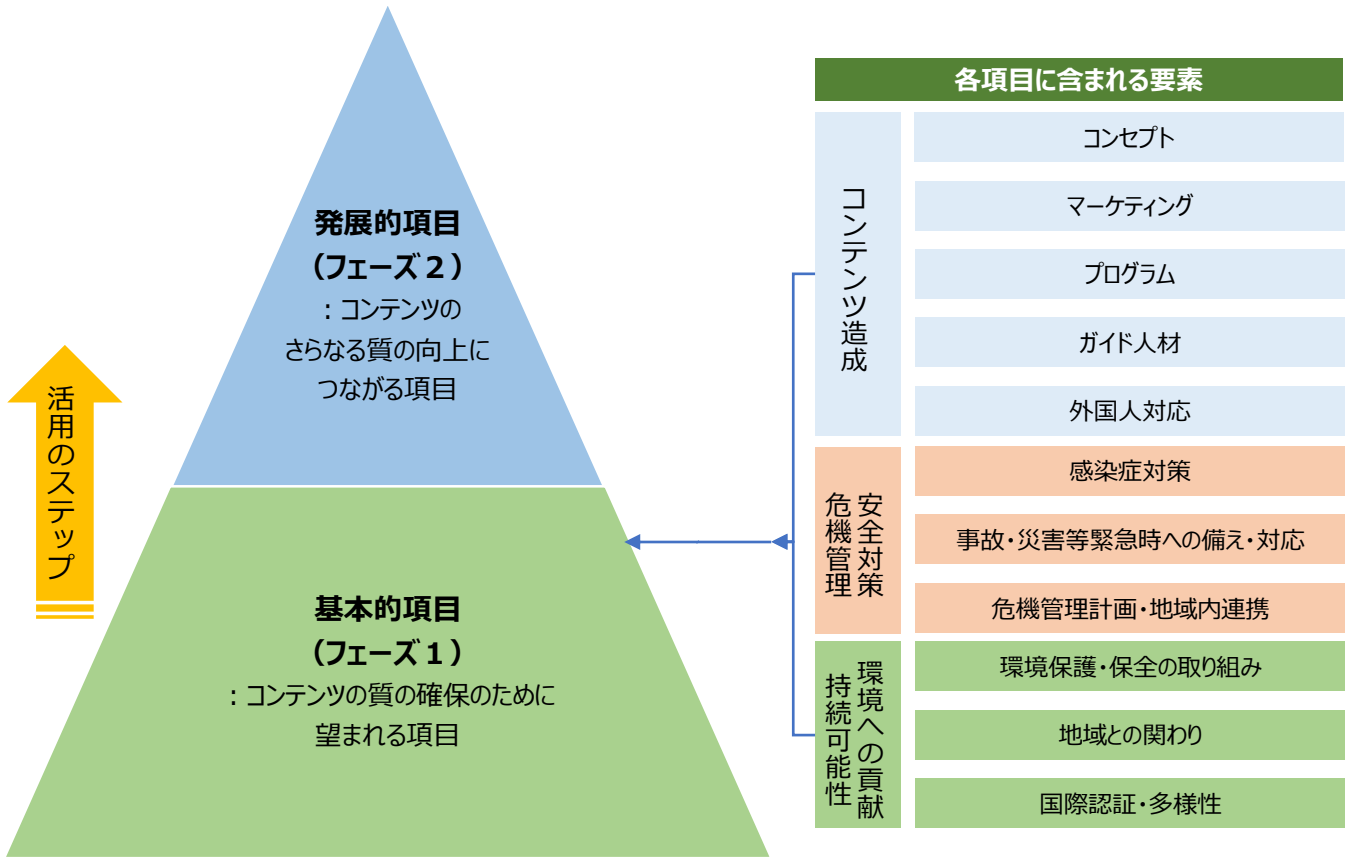
発展的項目（フェーズ2）

- <ステップアップ：その7> 地域の協力を得ながら改善できる点について、改善点に係る関係者をイメージしてみよう！
- <ステップアップ：その8> 地域の協力を得ながら改善できる点について、改善点に係る関係者に共有してみよう！
- <ステップアップ：その9> お客様に伝える地域の価値や、それを将来に引継ぐために必要な仕組みやルールについて話し合ってみよう！
- <ステップアップ：その10> 地域関係者と一緒に、出来ることから取り組んでみよう！
- <ステップアップ：その11> さらなる改善のために必要な協力者を増やしてみよう！
- <ステップアップ：その12> 上記1～11を、繰り返し実践してみよう！



1. ガイドラインの目的と全体像

(3) ガイドラインの構成



基本的項目 (フェーズ1)

国立公園のコンテンツとして望まれる基本的項目を、コンテンツ作成（コンセプト、マーケティング、プログラム、ガイド人材、外国人対応）、安全対策・危機管理（感染症対策、事故・災害等緊急時への備え・対応、危機管理計画・地域内連携）、環境への貢献・持続可能性（環境保護・保全の取組、地域との関わり、国際認証・多様性）の観点より整理しています。



フェーズ1は**個別事業者の取組**により、コンテンツの質の確保につながる項目です。

発展的項目 (フェーズ2)

基本的項目(フェーズ1)を満たした上で、地域ぐるみで国立公園におけるコンテンツのさらなる質の向上を目指すために、付加価値づけに向けた要素（ストーリー性・専門的なガイディング等）やインバウンド誘客を視野に入れた取り組み、主体的な安全対策・危機管理等への取り組み（危機管理計画の作成・地域内における催行判断基準の主体的な設定等）、地域住民をはじめとした地域関係者との連携・地域経済への貢献等、より一層の環境への貢献・持続可能性について、地域を鑑みながらの個別取組と地域関係者との連携にて進めていくべき取組を整理しています。



フェーズ2は**個々の事業者による地域志向の取り組みや、事業者が主体となり地域関係者と一緒に取り組むこと**により、選ばれる地域となるようコンテンツのさらなる質の向上を目指す項目です。

1. ガイドラインの目的と全体像

(4) 地域ぐるみで目的地化を目指すためのポイント

地域内でのビジョンの共有

旅行者に選ばれる国立公園としてブランド化を図るためには、行政、ガイド等の民間事業者、地域住民、観光推進組織、環境省の地方事務所など、地域内の多様な主体が同じ方向を向いて取り組んでいく必要があります。国立公園ごとに定められた利用の方針に基づき、これら地域内関係者と目指していきたい国立公園像の共有を行うことで、保護と利用の好循環が生まれ、国立公園のさらなるブランド化につながります。

地域性・地域のストーリーの理解

各国立公園のストーリーや地域性（他の場所では体験できない、その公園ならではの）を改めて認識し、コンテンツの質の確保・向上につなげるとともに、国立公園の付加価値や利用者の満足度向上を図ります。

「環境」「経済」「社会」への貢献を意識した取組の推進

「環境」「経済」「社会」への貢献を意識しながら保護と利用の好循環を達成することにより、国立公園における活動・事業の持続可能性とブランディングを推進します。

- ◆ **環境**：国立公園の自然環境や地域の生活・文化等の地域環境への貢献
- ◆ **経済**：地域の農林水産業や多様な事業者・関係者との連携など、地域経済に対する貢献
- ◆ **社会**：地域コミュニティや歴史・文化的資源（地域の信仰や風習含む）の尊重、地域住民との連携・協力体制

(5) 地域ぐるみで目的地化を目指すための制度・ツール

地域ぐるみで選ばれる地域を目指す際に、自然公園法の自然体験活動促進計画やエコツーリズム推進法のエコツーリズム推進全体構想の仕組みを活用して、地域関係者と議論することも一つの方法です。計画を策定する際に支援を受けられたり、計画を策定することで特例を受けられたりするメリットがありますので、詳しくは国立公園管理事務所等へお問合せいただき、地域関係者と連携しながらご活用ください。

	自然公園法	エコツーリズム推進法
関係する法律	<p>● 自然体験活動促進計画</p> <p>市町村やガイド事業者等から成る協議会により、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針、目標、目標を達成するために行う事業の内容（アクティビティの開発やルール化など）及び実施主体等を定めます。</p>	<p>● エコツーリズム推進全体構想</p> <p>エコツーリズムを推進する地域や、対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護及び育成、協議会の参加主体と役割分担、その他エコツーリズムに必要な事項を定めます。</p>
保護措置・利用規制	<p>■ 利用規制</p> <p>自然体験活動促進計画に地元ルールを記載をすることは可能です。また、利用調整地区制度との併用も可能です。</p>	<p>■ 地域資源の保護</p> <p>「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。</p> <p>■ 立入り人数の制限</p> <p>必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入り人数の制限を行うことができます。</p>
特例	<p>■ 許可手続きの簡素化</p> <p>計画認定申請時の審査により、環境大臣(国定公園の場合は都道府県知事)の認定を受けた場合、計画に基づく事業の実施に必要な許可等を不要とし、手続きが簡素化されます。</p>	
支援例	<ul style="list-style-type: none"> ・自然資源を活かすエコツーリズム・インタープリテーションの人材育成支援事業 ・国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業 ・国が、認定された地域の取り組みをwebページなどで全国にPR ・生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業） * エコツーリズム全体構想作成に関わるものに限る 	



利用者に選ばれる目的地となるために、法的な仕組みも活用しながら、環境省のレンジャーと一緒に、保護と利用の好循環に取り組んでいきましょう。

1. ガイドラインの目的と全体像

コラム

世界市場で求められる高付加価値な自然文化体験 ～アドベンチャーツーリズムを例として～

■ 世界で注目されるアドベンチャーツーリズム市場

世界的に旅行市場が拡大する中、一部の観光地においては、観光客数の急激な拡大による自然環境や地域コミュニティへの悪影響につながる、いわゆるオーバーツーリズムが課題となっています。そのような中、国立公園のような自然環境の中でアクティビティを楽しみ、地域固有の文化を体験する旅行形態としてアドベンチャーツーリズム（以下AT）が注目されています。ATを推進する世界最大の団体であるAdventure Travel Trade Association（ATTA）の定義では、ATとは、「自然とのふれあい」「文化交流」「身体的活動（アクティビティ）」の3つのうち、2要素以上が主目的である旅行のこととしています。AT市場は、2018年には5,863億米ドル（約62兆円）の市場規模があると言われており、2026年には1兆6,267億米ドル（約173兆円）、平均成長率は13.3%と推測されています。まさに世界的にツーリズムの成長を牽引する旅行分野と言われてしています。（Allied Market Research調べ）

■ 「自己変革」を促す旅、「知的好奇心」を満たす旅のあり方

ATにおいては、「斬新・ユニークな体験」「自己変革」「健康」「挑戦」「（自然や文化への）影響」を重視し、体験価値を高めていくことが意識されています。「アドベンチャー」という言葉の響きから、危険を伴うハードなアクティビティを行う旅行というイメージを持たれがちですが、海外においては、旅行先でその土地を知り尽くしたツアーガイドが同行し、その地域の貴重な自然資源を、各種アクティビティを通じて体感し、その土地固有の文化を地域住民とのふれあいを通じて体験し、個人旅行では味わうことができない特別な体験が演出されたATが、欧米諸国を中心に富裕層の中で定着しています。

ATTAの調査によると、AT旅行者の旅行動機として最も高かったのは「自己変革」、さらに「視野を広げる」「学ぶ」という順番でした。このことから、旅行を通じて知的好奇心を満たしたいという欲求が高いことが窺えます。その中で最も大事なことが「ガイド」の存在と言えます。自然の中に身を置き、そしてガイドから語られる自然や地域のストーリーを通じて、新しい知識を得たり、また生きることを考えたりする機会となり、このことが自己変革につながっていきます。自然や地域を知り尽くしたガイドとともに自然に向かい、様々な体験をすることは、人生の中においてかけがえのない時間となります。

■ 「量」の観光から、「質」の観光への転換を目指すATの取組み

地域住民が自然と共生しながら生活し、長い時間をかけて自然環境を守り、そして次世代に継承している姿から、旅行者は多くのことを感じていきます。持続可能な地域もまた高付加価値な体験を生み出す大事な要素と言えます。日本国内においても、観光客数や経済効果の拡大を目指した「量」の観光から、自然や文化資源の保全・継承を目指して、北海道を中心に全国各地で世界のAT旅行者を受入れるための取組みが始まっています。自然環境への負荷を抑えるべく、受入旅行者数に一定の制限を設けることも、高付加価値な体験につながっていきます。

国立公園はまさに世界市場で求められている高付加価値な自然文化体験ができるフィールドです。「保護と利用の好循環」を考え、事業者自身が、貴重な自然環境を次世代に継承するという意識を持ち、そこで実施するアクティビティがいかに特別な体験であるかを伝えていく必要があります。



1. ガイドラインの目的と全体像

(6) 「コンテンツ造成」項目一覧

コンテンツ造成（フェーズ1）

I-1-① コンテンツを通して国立公園の機能や活動フィールドの紹介など基本的な情報を提供している

コンテンツを通して、国立公園の機能や活動フィールドの自然環境、動植物の生態、そこで育まれてきた地域の歴史・生活文化などについて、基本的な情報を参加者に提供している。

I-1-② 当該地域や国立公園等でしか体験できない、その場所ならではの体験を提供している

当該国立公園の自然環境や、その地域の文化、人々の暮らしなど、その地域の特性を活かした、その地域でしか体験できないコンテンツを提供している。

I-1-③ 参加者に提供する商品の狙いが明確に設定されている

参加者に対してテーマ性をしっかりと持ったコンテンツ商品を提案でき、コンテンツを通して、狙いに基づいた価値を発信することで、参加者の新たな発見や感動、楽しみ等を引き出す工夫をしている。

I-1-④ 観光の動向を把握しターゲット層を定めてコンテンツを造成・改善している

観光市場の動向や当該地域の来訪者の特性などの情報、観光地域づくり法人（DMO）などの観光推進団体の情報などを活用し、ターゲット層を想定してコンテンツを造成している。また、コンテンツ参加者の評価からコンテンツ内容の改善を継続的にしている。

I-1-⑤ ルート・スケジュール・時間配分等、適切なプログラム構成となっている

スタッフやガイド、インタープリター等のプログラムに関わる関係者と協議し、適切なルート・スケジュール・時間配分等が検討され、コンテンツの内容が十分に伝わる、余裕をもったプログラム構成となっている。

I-1-⑥ 事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、インタープリテーション等の案内に関するトレーニング等を定期的に行っている

お客様満足の向上のため、スタッフやガイドおよびインタープリターに対して、「地域の自然や文化に関わる知識習得」や「エンターテイナーとしての技術向上」を図る工夫をしている。

I-1-⑦ 参加者のスキルやレベルに応じた指導やプログラム変更を行っている

アクティビティのレベルに応じた基本的な技術指導はもちろんのこと、実施前の参加者へのヒアリングや実施途中で得た参加者の興味や体力、技術などの情報を総合的に判断して、プログラムの変更やカスタマイズを行っている。

I-1-⑧ 催行基準を満たさない場合に、代替プランを用意するなどの準備を行っている

参加者には各アクティビティの催行基準（天候による中止・予定の変更・代替プランへの参加等）が事前に説明されている。また、アクティビティ途中での天候の変化や現地の状況に応じて、参加者を楽ませる工夫をしている。

I-1-⑨ コンテンツの催行・サービスの提供に必要な人員が確保できている

ガイドやインタープリターと参加者の人数配分が適切に管理され、参加者一人一人にガイドやインタープリターの説明が届き、コンテンツの魅力が十分に伝わるような設計となっている。

I-1-⑩ 対象とする外国人旅行者の受入環境整備ができています

外国人旅行者を受け入れている場合は、ターゲットとしている国からの旅行者に対し、当該言語が話せるスタッフや案内ツール、無料Wi-Fi等のハード面の整備など、受入環境を整備している。

コンテンツ造成（フェーズ2）

I-2-① コンテンツに当該国立公園・地域ならではのストーリー性を持たせている

国立公園内の自然環境や動植物の生態系、そこで育まれてきた地域の歴史・生活文化などについて、個別の情報提供（Phase1-①）だけでなく、ストーリーとして当該国立公園のエリアとしての総合的な魅力を参加者に伝えている。

I-2-② コンテンツを通して、参加者の学習意欲を高め、行動変容を促している

参加者がコンテンツを通して自然や歴史・文化等を含めたストーリーに触れることにより、新たな学びや発見につながるなど、自然、地域の歴史・文化等に対する意識や行動の変化を促すようなプログラム構成となっている。

I-2-③ コンテンツの付加価値を高め商品単価の向上を図っている

顧客のニーズを把握し、人数制限による限定体験や食の提供、貸切プランなど、コンテンツ内容・提供価値の検討を継続的にしている。また、コンテンツ内容・付加価値に応じた適切な価格設定・単価の向上を図っている。

I-2-④ 参加者が求める情報や体験を提供するため、専門知識を有するとともに地域の人々と関係を築いているガイドやインタープリターが案内している

国立公園や地域の自然、生態系、文化等の専門知識を有し、地域の人々との関係を築いているガイドやインタープリターが案内しており、地域の人々との交流の創出など、参加者が求める情報や体験を提供することにより、参加者の興味やモチベーションを高め、満足度やコンテンツの価値向上につなげている。

I-2-⑤ 参加者が求める情報や体験を提供するため、地域ぐるみでガイドやインタープリターの人材育成に取り組んでいる

ガイド・インタープリターの日々のフィールドワークによる継続的な情報収集と共有に加え、地域事業者と共にガイドの養成講座等を行い、地域ぐるみでガイドやインタープリターの人材育成に積極的に取り組んでいる。

I-2-⑥ ターゲットとする外国人旅行者と十分な言語コミュニケーションがとれるガイドやインタープリターが対応している

コンテンツのターゲットとしている外国人旅行者の言語や参加者と相互に合意した言語で、十分なコミュニケーションや情報提供ができるガイドやインタープリターが対応している。

I-2-⑦ 外国語での情報発信を行っている

ターゲットとしている外国人旅行者の言語でWEBサイトやSNS等を活用した情報発信を行っている。

I-2-⑧ 地域ぐるみで、体験コンテンツの誘客・販売活動を実施している

地域のDMOや観光協会などの観光推進団体と主体的に連携し、地域として目標を定め、利用者の要望に対応できる仕組みを作っている。また、地域としての情報発信を心がけている。

(7) コンテンツの高付加価値化の事例

事業者名：鶴雅アドベンチャーベースSIRI（阿寒摩周国立公園）

I-2-①

I-2-②

I-2-④

☞ストーリー性を持たせる

国立公園の中にいるということをお客様に知ってもらうことが重要で、日本で最古の国立公園の自然環境、歴史・アイヌ文化、ガイドたちの日々のフィールドワークによる発見等を交えてストーリー作りを行っています。

☞コンテンツ造成で一番重視しているのは、お客様が何を求めているか

お客様が来る前のメールのやり取りや電話での雑談の中で、お客様の嗜好やニーズを聞き取り、その情報をもとにツアーのストーリー・流れを設計しています。

例えば、散策予定の森の特徴を説明し、どのようなところに興味があるか確認します。そこで、動物が見たい、鳥が見たいなど具体的な話をお聞きます。それに対してどういったことを打ち出していくのかを考えたり、予約をしていただいたツアーではなくお客様のニーズから別のツアーをお勧めすることもあります。

☞オンリーワンのコンテンツ・特別感のある演出を心掛けている

「明日しかない」というその時だけしか体験できないこともあります。

例えば、オンネトーの氷が本日張り出したとします。現地に確認に行き、この気温で明日の朝になれば氷の上に登れると判断して、他のツアーを申し込んでいただいているお客様全てに、「お客様、このツアーで予約をいただいておりますが、この機会は絶対に得なものなので、こちらをご案内させていただきます」と案内しています。こういったオンリーワン・特別感のあるコンテンツをご紹介するには日々のフィールドワークが重要です。

また、第2種特別地域では人数制限を行い、希少価値の高い特別な場所での限定体験・本物体験であることを参加者に伝え、コンテンツの価値を高めています。

☞経験に基づいた、お客様を楽しませるガイドイング

ガイドで一番大事なことは、我々はガイドではないということです。やっていることはサービス業です。森のエンターテナー、川のエンターテナーでないといけません。いかにお客様を喜ばせるかに重点を置いて取り組んでいます。

そのためには、フィールドワークを欠かさず行い、それぞれのガイドが自分なりのストーリーを組み立てています。そして、それぞれが見てきたことを率直にSIRIのメンバーに伝え、SIRIで行うにはどうしたら良いと思うかを皆で考えます。皆で考える時間を設けることで、新たな発見やオンリーワン・特別感のあるコンテンツができ、お客様の満足度の向上・リピーターの増加につながります。

高付加価値化に向けたポイント

☞お客様のニーズを把握し、都度コンテンツ内容を検討

☞個々のガイドによる日々のフィールドワークからの発見をコンテンツに反映する

☞オンリーワン・特別感のある演出を盛り込む



1. ガイドラインの目的と全体像

(8) 「安全対策・危機管理」項目一覧

安全対策・危機管理（フェーズ1）

II-1-① 関係機関が策定した新型コロナウイルス対策ガイドラインを参考に、対策を徹底している

関係機関が策定している新型コロナウイルス対策ガイドラインを参考に、コンテンツの催行に必要な対策について独自にマニュアルを作成し、事務所のスタッフやガイド、インタープリター、関係者、参加者に対策を徹底させ、旅行者・事業者・地域住民が安全に過ごすことができるよう対策を講じている。

II-1-② 安全に催行するための催行基準を定めている

地域の自治体等の基準を参考に、大雨や暴風などの気象状況、またそれに伴う川や海の増水などのフィールド状況等に応じた催行基準を定めている。旅行者には参加前に催行基準について説明し、催行中でも催行基準に準じて安全確保がなされるなど、参加者との適切なコミュニケーションをとっている。

II-1-③ 保険（損害賠償責任保険・傷害保険等）への加入など万が一のケガや事故に備えている

万が一のケガや事故に備え、事前にアクティビティのリスクを十分に説明し、安全対策、緊急時の対応を明確に伝えている。

また、事業所として損害賠償責任保険、傷害保険等の保険に加入している他、アクティビティにより必要な場合は、参加者に保険への加入を依頼している。

II-1-④ 安全管理が可能な適切な運営体制を構築している

アクティビティの内容や参加者の人数等に応じて、事務所のスタッフやガイド、インタープリターを適切に配置するなど、安全管理のできる適切な人数での運営を行っている。また、万が一の怪我や事故に備え、警察署、消防署、消防団、医療機関、民間救助会社等の連絡先を把握し、連絡手段を持っている。

II-1-⑤ 緊急時の対応について事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して安全管理に関するトレーニング等を定期的に行っている

事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、安全管理や実際にフィールドで自然災害や事故等が起きたことを想定したシナリオトレーニングなど、定期的なトレーニングを行っている。

II-1-⑥ 屋外で活動する場合、天候や災害等のリスクをガイドやインタープリターが判断し、アクティビティの中止・変更、安全な行動を促すことができる

ガイドやインタープリターが天候や自然災害等のリスクについて状況を判断し、リスクに応じて、アクティビティを中止または変更している。また、急な天候の変化や参加者の能力に応じて、代替ルートや活動を決定するなど、安全に参加者を導くための適切なリーダーシップが発揮されている。

II-1-⑦ 装備を必要とする活動の場合、体験内容・レベルに応じた装備を使用している

体験の内容・レベルに応じて必要となる、安全性に考慮した服装や用具などを使用している。また、装備等は定期的にメンテナンスを行い、安全確保のための管理を徹底している。

II-1-⑧ 事故や災害発生時の緊急対応マニュアルを作成している

ハザードマップによる洪水・土砂災害・高潮・津波など災害による地域のリスク情報、近隣自治体が作成している防災計画等から、コンテンツを展開している地域のリスクを分析し、万が一の事故や自然災害時の緊急対応について、場所に応じた対応の手順や連絡体制などが明確にマニュアル化されている。

安全対策・危機管理（フェーズ2）

II-2-① 事故や災害など緊急時における地域との協力体制ができています

地域として事故や災害などの発生しやすい場所についての助言をいただく等、地域住民とコミュニケーションが取れている。また、万が一の事故や災害などの緊急時における旅行者の安全確保について、警察署、消防署、医療機関、山岳救助、海難救助、地域住民等との連携・協力体制が構築されている。

II-2-② 第三者機関が実施する安全講習を受講し、認定を受けている

事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、第三者機関が実施する救命救急等（傷害治療、心肺蘇生法、野外・災害救急法であるウィルダネスファーストエイド等）の安全講習を受講させ、認定を受けている。

II-2-③ 事故や災害等の発生後の事業継続のための他の事業者と連携し、地域としての危機管理計画を定めている

自治体、観光推進団体や他の事業者などと共に、当該地域や国立公園で起こりうるリスクを分析し、リスクへの備え、緊急時対応、速やかに事業を再開するための地域としての危機管理計画を定めている。

II-2-④ 屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等で催行判断基準を主体的に定めている

自治体等が定めている気象状況や、またそれに伴うフィールド状況等に応じて催行を判断する基準を参考に、地域内関係者で話し合い、催行判断基準を主体的に定め、地域全体の取り組みを主導している。

1. ガイドラインの目的と全体像

(9) 安全対策・危機管理の事例

事業者名：日光自然博物館（日光国立公園）

Ⅱ-2-①

Ⅱ-2-②

Ⅱ-2-④

☞ 予防の重要性

ツアーのプランを計画する際には事故を予防する視点を重要視しています。事故が起きた時のことばかりを考えがちですが、参加者に無理のあるプランになっていないかを緻密に確認するなど、災害時でなく平常時でその視点を持つことが必要だと考えています。

☞ 社内におけるPDCAサイクル

社内において、PDCAを回し、改善点などをフィードバックする機会を多く設けています。ヒヤリハットが生じた際の緊急対応などの事例を積み上げていき、スタッフ・ガイド間で共有します。8か月シーズンで60回～80回 3日に1回くらいのガイド対応がありますので、様々な経験が積み上がっていき、適切な対応ができるようになっていきます。

事故があった場合は事故報告を行い、普通救命講習・ガイド研修に行ったスタッフが対応方法をフィードバックするなど、安全対策を徹底しています。

☞ 地域への波及

近年では小中学生を対象にした「自然ガイド付きハイキング」が広く認知されるようになってきている一方で、地元の自然ガイドだけでは学校からの要望に応えきれない状況にあり、外部からも自然ガイドが参入し、ガイド技術やガイドルールのばらつきが見られ、お客様に満足いただけるガイドができていない状況も散見されるようになってきています。日光を訪れるお客様に良質な自然体験を提供し続けられるよう、活動の安全・安心を確保していくことが必要です。

そこで、「日光自然ガイド協議会」を設立し、地域の事業者と協力しながら、日光エリア全体の安全・安心の確保含め、質の確保・向上に向けた検討をはじめました。

今後としては認定制度を作り、安全管理等を可視化していくなど、主体的な取り組みを推進していきたいと思っています。

安全対策・危機管理のポイント

- ☞ ツアーやプログラム内容は適正か等、事故を未然に防ぐための視点も重要
- ☞ ガイド同士が緊急対応等の事例をフィードバックし、PDCAサイクルを回すことで、安全対策の質をあげる
- ☞ 協議会等の設立など、地域での主体的な取り組みが、地域を守るための第一歩



1. ガイドラインの目的と全体像

(10) 「環境への貢献・持続可能性」項目一覧

環境への貢献・持続可能性（フェーズ1）

Ⅲ-1-① 持続可能な環境活動について遵守しているガイドラインやルールがある

既存の環境保全のためのガイドラインや地域で策定した計画・規則等を遵守している。

Ⅲ-1-② 地域・国立公園の生態系、野生生物の保護に配慮している

当該地域の生態系についての十分な説明、野生動物への安易な給餌の禁止、衣服・靴底の付着物のチェックなど、生態系の保護に配慮した行動をコンテンツに取り入れている。

Ⅲ-1-③ 国立公園における行為規制について理解し、遵守している

自然公園法に基づく国立公園の行為規制を理解し、遵守している。また、自然公園法以外にもエコツーリズム推進法や関係する法令、自治体の条例に基づく規制等がある場合はそれらも理解し、遵守している。

Ⅲ-1-④ 屋外で活動する場合、フィールド特性に合わせたプログラム参加者の人数制限等を行っている

フィールド特性に合わせた人数制限やフィールド内の行動規範を徹底し、地域資源に過大な負荷をかけない形で催行している。

Ⅲ-1-⑤ アクティビティ中に発生する廃棄物の削減や脱炭素化に向けた積極的な取り組みを行っている

使い捨てのプラスチック容器や包装などの使用を最小限に抑えるなど廃棄物の削減を行うとともに、アクティビティ中に発生したごみはすべて持ち帰っている。また、再生可能エネルギーの利用や省エネ機器の使用などにより、CO2削減のための取組を行っている。

Ⅲ-1-⑥ 自然環境や地域コミュニティ、歴史・文化的資源（地域の信仰や風習含む）を尊重し、過大な負荷をかけないよう配慮している

自然環境や地域コミュニティ、歴史・文化資源（地域の信仰や風習含む）の意味を理解し、地域住民の生活・文化に負荷がかからないように配慮している。また、特に配慮が必要とされる場所は参加者に十分な説明と情報提供を行っている。

Ⅲ-1-⑦ 「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を読んでいる

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）を読み、「持続可能なマネジメント」、「社会経済のサステナビリティ」、「文化的サステナビリティ」、「環境のサステナビリティ」のそれぞれの項目について確認をしている。

環境への貢献・持続可能性（フェーズ2）

Ⅲ-2-① 持続可能な環境活動について独自のビジョンや行動指針を定めている

持続可能な環境活動について、外部のガイドラインのみでなく独自のビジョンや実践的な取組について文章化し、事務所のスタッフやガイド、インタープリターにも共有され、指針に沿った活動が行われている。

Ⅲ-2-② 環境保全協力金や環境保全活動を通じて、地域の自然環境保全等に取り組んでいる

収益の一部を地域の環境保全協力金として寄付したり、ごみ拾い・美化活動等を自ら実施もしくはそれらを組み込んだアクティビティを提供するなど、自然環境保全等に取り組んでいる。

Ⅲ-2-③ エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減など、地域ぐるみで脱炭素化に向けて取り組んでいる

エネルギー消費量、温室効果ガスの排出量を把握し、消費量・排出量の削減や脱炭素化に向けた取組を地域関係者と一緒に行っている。

Ⅲ-2-④ 屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等でフィールド特性に合わせた人数制限や行動規範について主体的に関与してルールを定めている

地域内関係者で話し合い、フィールド特性や希少価値を再認識し、地域として当該フィールドの人数制限や行動規範について、主体的に関与してルールを定めるなど、地域全体の付加価値づくりに貢献している。

Ⅲ-2-⑤ 屋外で活動する場合、フィールド内の自然環境を定期的にモニタリングしている

フィールド内の自然環境を独自にモニタリングしたり、地域で行っているモニタリングに協力することで、地域の持続可能な自然環境保全や適切な利用に貢献している。

Ⅲ-2-⑥ 地域として水環境への影響を最小限に抑えている

アクティビティを展開するエリア内の水環境の保全に配慮することや、アクティビティを通して水源地・陸域・海域との関係性を伝えるなど、コンテンツ参加者にも水質の汚染等に配慮した行動を促している。

Ⅲ-2-⑦ 地域の農林水産業や多様な事業者との連携など、地域経済に対する貢献を意識し取り組んでいる

地域経済への貢献を意識し、地元資本の観光事業者（食事・宿泊・交通等）の利用促進や地域の農林水産業など多様な事業者との連携を主体的に図っている。

Ⅲ-2-⑧ 地域内の協議会等の組織間でコンテンツの質の確保・向上に向けた知識の共有や人材育成をしている

持続可能な地域の利用のため、地域内の協議会等の組織間で、一定の催行基準の設定や知識の共有、合同でのスタッフ教育など、地域全体でコンテンツの質の向上に努めている。

Ⅲ-2-⑨ 地域として、国際的な認証を取得している／国際的な認証の取得に向けて準備している

世界持続可能観光協議会（GSTC）等の認定機関を通して、国際的な認証を取得している。／取得に向けて準備している。

Ⅲ-2-⑩ 多様性を尊重した事業運営をしている

参加者の食文化や習慣の違いに配慮した対応を行っている（ハラール食、礼拝等の配慮、ヴィーガンなど）。また、アレルギーなどへの対応や身体の不自由な方に対する配慮についても柔軟に対応している。

1. ガイドラインの目的と全体像

(11) 環境への貢献・持続可能性の事例

事業者名：海島遊民くらぶ（伊勢志摩国立公園）

Ⅲ-2-②

Ⅲ-2-⑤

Ⅲ-2-⑦

👉環境のモニタリング

磯の生き物観察を実施しています。自然に負荷をかける生態系の調査なので、やり方、手法、ルールを確立しています。細かいルールを決めて、同じ場所に3日以上入らない、何人入るのが適正なのか等、地域で話し合いをしながら取り組んでいます。関係する漁協さんなどには、毎年、このルールで行うということを説明し、フィールドを使わせてもらっています。

👉フィールドの持続性に向けた取り組み

例えば釣りの餌で考えてみても、漁師は最小限の餌で最大の釣果を上げるというやり方をしますが、釣り人はたくさん餌をまき、自然環境を壊してしまう可能性があります。保存料の入った餌をまくと漁場は痛みます。餌はオキアミや保存料の入っているものを使わずに、生きたエビを使ってもらうようにして、高価な釣りだとも言われますが、餌への配慮で漁場や生態系へ影響が出ないようにしています。

👉地域を巻き込んだ主体的な自然保護活動

漁村の方とごみを拾う日を決め、ごみ拾いや草刈りを行ったり、地元の人にカヤックのツアーを提供し、一緒にツアーを行いながら、ごみを拾うようなこともしています。また、地元の子供たちと「島っ子ガイド」という、次世代に向けてフィールドの環境や魅力をつなげていく取り組みを行っています。

👉地域や関係者にプラスを生む

配慮の枠を超えて、自然・文化など皆さんが守っているものを使わせてもらっています。負荷をかけないだけでなく、地域や周りにプラスを生むことが重要で、プラスを生むことで地域関係者・住民から受け入れられると思います。具体的には、一次産業など温暖化の影響を受けている産業と連携し、温暖化により増えている資源のブランド化を共に考えたり、高齢化が進んでいる海女文化を継承するためのコンテンツづくりなど、様々な取り組みを行っています。そうすることで、一次産業との関係性が深まり、さらなるコンテンツの価値創造につながっていきます。

環境への配慮・持続可能性のポイント

- 👉 地域の方々と連携したモニタリングや自然環境保全活動がフィールドを守ることにつながり、持続可能性につながっていく
- 👉 負荷をかけないだけでなく、地域や関係者にプラスを生むという意識が、付加価値につながる



1. ガイドラインの目的と全体像

(12) コンテンツガイドラインを活用した高付加価値化の事例

令和4年度国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを活用したコンテンツの高付加価値化及び支援等業務より

大山隠岐国立公園（蒜山高原・新庄村エリア）

テーマ 人と自然が共生する暮らしが、ここにある
～サステナブルな人々の営みを目の当たりにし、人々と自然との共生に感動できる場所～

蒜山高原および新庄村において、「サステナブル」をテーマに、「蒜山高原サイクリング」・「新庄村森林セラピー」・「新庄村まち歩き」をコンテンツの軸とした2泊3日のプログラムを造成。

大山隠岐国立公園において、多様な動植物と豊かな自然環境を見ることができる蒜山高原と日本で最も美しい村に選定された新庄村エリア。GREENableHIRUZENというサステナブルな取り組みを象徴する施設もあり、様々な取り組みが行われている。

蒜山エリアでは自然を活用した新しいものづくり、新庄村では昔ながらの生活風景を垣間見ながら、豊かな自然環境を背景に織りなされてきた人々の持続可能な生活スタイルを感じることができる。

期日	Point①：自然環境保全を活かしたストーリーに基づくプログラム造成 Point②：サステナブル、リジェネラティブを意識した蒜山エリアおよび新庄村エリアのストーリーの繋がり
1日目	【午後】新庄村にて「現在も息づく持続可能な暮らし」を表現する『新庄村森林セラピー』
2日目	【終日】蒜山高原にて「昔からあるものを活かした新しい生活の創造」を表現する『蒜山高原サイクリング：まるっと蒜山』 <コース> 【午前】 GREENable HIRUZEN出発 鳩が原、朝鍋牧場など 【午後】「もりくらす」～ランチ・1時間程度～ 【午後】 蒜山ワイナリー 社長からワイン醸造についてのレクチャー
3日目	【午前】新庄村にて「現在も息づく持続可能な暮らし」を表現する『新庄村まち並み散策』 (案1) 『朝食後9時くらいスタートのまち並み散策』（2時間）※村民とのふれあい (案2) 『7時くらいスタートのまち並み散策』（1時間）※登校中の子供たち、朝のまちの様子

2日目：蒜山ワイナリー I-2-①

当初、蒜山高原サイクリングのゴール地点として見学や買い物をする場として検討していたが、地元の方に話していただく方がアクティビティが締め、地域の魅力が発信できる」という有識者の指摘を受け、ワイナリーの社長に蒜山エリアでのワイン醸造の歴史などを語ってもらうことで付加価値を高めた。

3日目：新庄村まち並み散策 I-1-② I-2-③

当初、初日に実施する予定であったが、「新庄村においては、サステナブルな人の暮らしぶりを体感させることは必須である」という指摘から、登校中の児童や村の人々が外に出る朝の時間帯を活用し、地域の人々と交流できるコンテンツを検討し、最終日の午前中に組み込むことにした。



1. ガイドラインの目的と全体像

山陰海岸国立公園

テーマ 「岩と歩く、三都物語」 ～世界がまだ知らない、本当の日本～

「海岸地形の博物館」と称される山陰海岸エリア。多様な岩石とその特性により形作られた海岸景観と自然景観の違いに結び付いた歴史・文化をテーマとし2泊3日のプログラムを検討・作成した。

山陰海岸は「海岸地形の博物館」と称され、多様な岩石とその特性により形作られた海岸景観が、次々に移り変わることが魅力であり、そのほとんどが手つかずのまま維持されている。大陸から移動してきた古い・風化した花崗岩による岩美町の海岸景観、日本列島形成後に噴火・噴出した安山岩や凝灰角礫岩からなる海食崖に代表される新温泉町の海岸景観、東西16kmに及ぶ鳥取砂丘に代表される鳥取市の海岸景観。三都の自然景観の違いとそれと密接に結びつく生活・文化の違いを体感することができ、日本人の文化や精神性も感じることでできるプログラムを作成した。

期日	Point : 海岸景観の成り立ちから学ぶ歴史背景を活かしたストーリーに基づくプログラム作成 Point : スポットガイドとスルーガイドの連携により各コンテンツがストーリーに繋がっていく
1日目	【午前】山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館見学 ～イントロ、スタッフによる展示解説～ 【午後】浦富海岸トレッキング ～古い岩石、地域の代表的な漁村景観～ 【午後】陸上展望台 ～県境をまたぐと変わる景観～
2日目	【午前】湯村温泉まち歩き 【午前】城山園地 ～諸寄湾の形状、湾内外の海の様子、日本ができたころのジオ～ 【午後】(体験案:①) 諸寄湾SUP体験 (体験案:②) 諸寄まち歩き
3日目	【午前】鳥取城跡トレッキング ～日本ができた後のジオ～ 【午後】鳥取砂丘ビジターセンター見学 【午後】鳥取砂丘フォトガイドツアー+自然ガイド

1日目：山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

I-2-①

当初、初日の集合場所を昼食場所としてプログラムをスタートする想定であったが、「どんな内容のプログラムなのか、一番最初にストーリーを伝えるシンボリックなところがとても弱い」という有識者の指摘から、本プログラムの導入として、山陰海岸ジオパークの魅力を総合的に伝えることのできる山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館をプログラムのスタートとした。



全行程：全行程で地域を知るスルーガイドの同行

I-2-④

地元のスポットガイドだけではなく、地域の自然環境と生活文化を熟知するスルーガイドが同行し、自然景観の違いに結び付いた地域の歴史・文化などを体験を通して総合的に説明することで付加価値を高めた。



1. ガイドラインの目的と全体像

吉野熊野国立公園（吉野エリア）

テーマ 日常を離れ、吉野の自然と修験道の文化に触れることで「自分を見つめ直す旅」

吉野の自然環境の中で育まれてきた様々な歴史、文化、人々の営みを通し、自分を見つめ直すことをテーマとして、2泊3日のプログラムを検討・開発。

吉野の自然環境の中で育まれてきた様々な歴史、文化、人々の営み。修験道は1000年以上の歴史がある。自然の中で自らが何かを会得するために厳しい山に入るものであり、今でも地域の文化として続いている。特別体験として、金峯山寺の僧侶の案内で修行の道歩き、修験道を体感。地元のガイドと一緒に歩き、自然景観を楽しみながらも、吉野千本桜と称される実に雄大な桜を守っていくことの意義や地域の人々の営みに触れることができる。非日常の世界の中で、旅行者それぞれが何か大切なものを感じることでできるプログラムを造成した。

期日	Point① ：金峯山寺僧侶による特別な吉野山の案内 Point② ：各体験を通して最後に金峯山寺僧侶に自身の気づきを伝えるなど、自己の体験とアウトプットを重視 Point③ ：全国的にも有名な吉野山の桜について、風景鑑賞するだけでは無い、修験道との結びつきや保全活動など違った視点を得られる
1日目	【午後】金峯山寺における吉野への誘い ～僧侶による導入・心構え等レクチャー～ 【午後】地元ガイドと吉野のまちを歩く ～まちの全体像や人々の営みに触れる～ 【夜】夕食は地元のレストランにてジビエのお食事
2日目	【早朝】金峯山寺での朝座勤行 ～自分も含めたすべての人々の安寧を願う～ 【午前】金峯山寺の僧侶と修験道を歩く ～吉野の自然が育んだ修験道の歴史に触れる～ 【午後】吉野が守る桜 保全エリアを歩く ～地域で大切にされてきた桜に触れる～
3日目	【午前】金峯山寺における振り返り ～僧侶による説法、各自感じたことの振り返り、ご祈祷～ ※金峯山寺での振り返りの前に葛体験実施も検討可能

1日目：地元レストランでの夕食

I-2-①

I-2-②

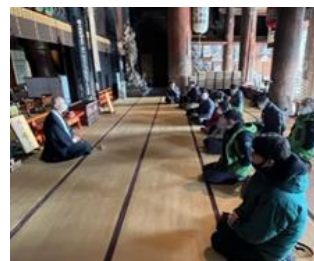
連泊中の夕食は宿泊施設での提供を予定していたが、「プログラムを理解してくれる地域事業者との連携の観点」から、初日の夕食は地元のレストランを利用。地域の食材や料理の説明とともに提供することにより、付加価値を高めた。

全行程：金峯山寺との連携

I-2-①

I-2-③

エリアの象徴である金峯山寺を通常の見学先としてプログラムに入れるだけでなく、「なかなか会えない人や行けないところに、会えたり行けたりすることにお客様は価値を見出す」という観点から、プログラムの特別体験として、金峯山寺の僧侶にプログラムの導入～修験道のガイド～振り返りを実施していただくことで、プログラムとしての付加価値を高めた。



1. ガイドラインの目的と全体像

妙高戸隠連山国立公園（戸隠エリア）

テーマ 「国立公園 戸隠」大自然が育んだ歴史と文化、古からの人々の営みそのものを感じる

信仰の歴史と文化、古からの人々の営みそのものを感じることをテーマとして、宿坊体験やスノーシュートレッキングなどを軸として2泊3日のプログラムを造成。

戸隠は、古来より尊ばれ大切にされてきた信仰の地であり、参道に並ぶ宿坊は今も参拝に訪れた信者の疲れを癒している。森林が守られ、蕎麦文化も継承されている。現在は国立公園として保護されながら、神社以外にもスキーやキャンプ、忍者文化などが楽しめる地域に進化している。国立公園の保護と利用が共存する代表的な地域の一つである。

期日	Point①：戸隠観光協会を中心とした地域関係者との地域内連携によるプログラム造成 Point②：自然環境が育んできた歴史や文化、人々の営みを背景としたストーリーに基づくプログラム
1日目	【午後】宿坊(宮澤旅館) 集合 導入：本プログラムの説明 【午後】中社説明～正式参拝 【夕刻】戸隠そば打ち体験 【夜】夕食（戸隠そば食べ比べ含む）宿坊の歴史等案内 【夜】宿泊先の宿坊にて雅楽の演奏観賞
2日目	【午前～午後】 雪山トレッキング（戸隠神社参道・奥社・鏡池等） ※奥社～並木～随神門～鏡池（休憩・珈琲／雪のテーブル）～ 硯石～小鳥が池
3日目	【午前】とがくれ忍法体験 【午前】宿坊にて祝詞 <解散場所：宮澤旅館>

1日目：戸隠そば打ち体験～夕食

I-2-①

I-2-③

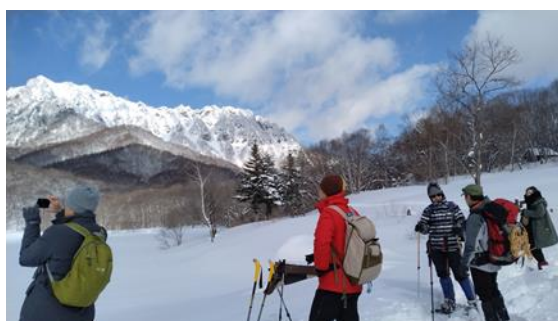
有名な戸隠そばについては、その歴史や食文化を伝えながらのそば打ち体験にも価値はあるが、「複数人数で打った蕎麦の食べ比べはエンターテインメント性もあり面白く、付加価値が高い」という観点から、宿坊での夕食時に特別体験として、夕食時に日中に打った戸隠そばの食べ比べを実施することにした。



2日目：雪山トレッキング（冬季シーズンのプログラム設定）

I-2-③

開発するプログラムの設定時期としては、「冬の閑散期に、今までとは異なった高単価なプログラムに挑戦することは、地域内での協力体制や様々なコンセンサスが得やすい」という観点もあり、雪上トレッキングをメインとしたプログラム開発を実施した。



2. チェック項目

2. チェック項目

(1) 「コンテンツ造成」関連のチェック項目

I-1-① :

コンテンツを通して国立公園の機能や活動フィールドの紹介など基本的な情報を提供している

コンテンツを通して、国立公園の機能や活動フィールドの自然環境、動植物の生態、そこで育まれてきた地域の歴史・生活文化などについて、基本的な情報を参加者に提供している。

例

- ☞ビジターセンター等の拠点で国立公園の機能等を紹介する。
- ☞フィールドの植生や野生生物等が紹介できる。

I-1-② :

当該地域や国立公園でしか体験できない、その場所ならではの体験を提供している

当該国立公園の自然環境や、その地域の文化、人々の暮らしなど、その地域の特性を活かした、その地域でしか体験できないコンテンツを提供している。

例

- ☞その土地ならではの特性を交えたコンテンツの提供。(例：アイヌ文化・海女文化等)

I-1-③ :

参加者に提供する商品の狙いが明確に設定されている

参加者に対してテーマ性をしっかりと持ったコンテンツ商品を提案できており、コンテンツを通して、狙いに基づいた価値を発信することで、参加者の新たな発見や感動、楽しみ等を引き出す工夫をしている。

例

- ☞地域の自然環境や歴史文化保全の価値や大切さを学ぶことができるエコツアーを商品化している。

I-1-④ :

観光の動向を把握しターゲット層を定めてコンテンツを造成・改善している

観光市場の動向や当該地域の来訪者の特性などの情報、観光地域づくり法人（DMO）などの観光推進団体の情報などを活用し、ターゲット像を想定してコンテンツを造成している。また、コンテンツ参加者の評価からコンテンツ内容の改善を継続的に行っている。

例

- ☞アンケートを収集し各年度ごとにデータを管理している。
- ☞OTAと連携したWEBアンケートの実施。
- ☞地域の自治体やDMO等のオープンデータの活用。

I-1-⑤ :

ルート・スケジュール・時間配分等、適切なプログラム構成となっている

スタッフやガイド、インタープリター等のプログラムに関わる関係者と協議し、適切なルート・スケジュール・時間配分等が検討され、コンテンツの内容が十分に伝わる、余裕をもったプログラム構成となっている。

例

- ☞日々のフィールドワークにより、適切なルートを検討し、コンテンツの内容が十分に伝わるスケジュール・時間配分を確保している。
- ☞あまりタイトな内容にせず、フリー時間を設けるなど、旅行者がゆとりを持って参加できるプログラム構成にしている。

2. チェック項目

I-1-⑥

事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、インタープリテーション等の案内に関するトレーニング等を定期的に行っている

お客様満足の向上のため、スタッフやガイドおよびインタープリターに対して、「地域の自然や文化に関わる知識習得」や「エンターテイナーとしての技術向上」を図る工夫をしている。

- | | |
|---|--|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"> ☞ 地元自治体や観光協会などが主催する地域の自然や文化を学ぶ研修に参加している。 ☞ 環境省主催の人材育成研修や関係する団体（例えばインタープリテーション協会等）が主催する研修等を受講し、参加者の満足度をあげる努力をしている。 |
|---|--|

I-1-⑦

参加者のスキルやレベルに応じた指導やプログラム変更を行っている

アクティビティのレベルに応じた基本的な技術指導はもちろんのこと、実施前の参加者へのヒアリングや実施途中で得た参加者の興味や体力、技術などの情報を総合的に判断して、プログラムの変更やカスタマイズを行っている。

- | | |
|---|--|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"> ☞ 参加者への事前ヒアリングにより、参加者の興味に則したプログラム内容に誘導している。 ☞ お客様の属性や当日の様子を見て、プログラム内容やタイムスケジュールを配分している。 |
|---|--|

I-1-⑧

催行基準を満たさない場合に、代替プランを用意するなどの準備を行っている

参加者には各アクティビティの催行基準（天候による中止・予定の変更・代替プランへの参加等）が事前に説明されている。また、アクティビティ途中での天候の変化や現地の状況に応じて、参加者を楽しませる工夫をしている。

- | | |
|---|--|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"> ☞ 参加者に各アクティビティの催行基準・代替プランについては、予約の際に事前に説明または予約サイト・メール等で周知している。 ☞ アクティビティ途中での急な天候の変化にも対応できるよう、日々のフィールドワークにより天候に応じて楽しめる代替ルートやプラン等を準備している。 |
|---|--|

I-1-⑨

コンテンツの催行・サービスの提供に必要な人員が確保できている

ガイドやインタープリターと参加者の人数配分が適切に管理され、参加者一人一人にガイドやインタープリターの説明が届き、コンテンツの魅力が十分に伝わるような設計となっている。

- | | |
|---|---|
| 例 | ☞ お客様の人数やグループ数に応じて、ガイド・インタープリターの数を配分し、対応している。 |
|---|---|

I-1-⑩

対象とする外国人旅行者の受入環境整備ができている

外国人旅行者を受け入れている場合は、ターゲットとしている国からの旅行者に対し、当該言語が話せるスタッフや案内ツール、無料Wi-Fi等のハード面の整備など、受入環境を整備している。

- | | |
|---|---|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"> ☞ ターゲットとしている国の言語が話せる通訳と連携し外国人旅行者の受入を行っている。 ☞ Free Wi-Fi 整備やキャッシュレス決済を整備している。 ☞ 翻訳機や指差しシート等のコミュニケーションツールを活用して外国人旅行者とコミュニケーションを取っている。 |
|---|---|

2. チェック項目

I-2-①

コンテンツに当該国立公園・地域ならではのストーリー性を持たせている

国立公園内の自然環境や動植物の生態系、そこで育まれてきた地域の歴史・生活文化などについて、個別の情報提供（Phase1-①）だけでなく、ストーリーとして当該国立公園のエリアとしての総合的な魅力を参加者に伝えている。

I-2-① 国立公園エリアとしてのストーリーづくりのポイント

単に自然環境や生態系、地域文化等の個別の説明ではなく、国立公園の自然環境を背景として育まれてきた地域の歴史・文化、四季の営み等、地域の総合的な魅力を整理し、プログラム参加者に伝えていることが先進的な事例に共通しているポイントです。

国立公園内で自然景観や文化を守り育ててきた地域の人々を主役に置き、事業者が地元住民との関わりを深める中で、彼らの営みから地域の魅力を引き出しストーリー化している点も多くの取り組みに共通しており、そのことが地域の差別化につながっています。

☞ **地域の人々、コミュニティと深い関わりを持つことで、地域ならではの物語が見えてくる**

☞ **地域の人々に自らセルフストーリーを語ってもらうことも付加価値となる**

☞ **伝えたいストーリー（メッセージ）を基にアクティビティを考える**

事業者の 参考コメント

- ☞ 地元の方との関わりから自然とストーリーができてくる。景観も地元の人がつくり上げたもので、自然林が守られている場所は地元の林業関係者が守ってきた森。
- ☞ ストーリーは外から引っ張るのではなく、地元の人たちに語ってもらう。ストーリーを作るのではなく、地元の方々のストーリーを大事にしている。
- ☞ パーソナルストーリーは世界共通で伝わりやすい。地域の人たちのパーソナルストーリーを含めしっかりと話をしてもらう。
- ☞ メッセージを伝えるために、どのアクティビティが良いかサブテーマを作って伝えている。
- ☞ 地域の行事に参加することによって人間関係が作られて、地域や人々の営みについて学ぶことができる。
- ☞ ガイディングで一番大事なところは、我々はガイドではないということ。やっていることはサービス業である。森のエンターテナー、川のエンターテナーでないといけない。いかにお客様を喜ばせるかに重点を置いて取り組んでいる。そのためには、フィールドワークを欠かさず行い、それぞれが自分なりのコンテンツストーリーを組立てている。

2. チェック項目

I-2-②

コンテンツを通して、参加者の学習意欲を高め、行動変容を促している

参加者がコンテンツを通して自然や歴史・文化等を含めたストーリーに触れることにより、新たな学びや発見につながるなど、自然、地域の歴史・文化等に対する意識や行動の変化を促すようなプログラム構成となっている。

事業者の 参考コメント

☞お客様のニーズに沿った形で臨機応変に対応することとガイディングは引き算が重要と考えている。あれもこれもものガイドが多いが、すべて言う必要はなく、問うことが重要である。

I-2-③

コンテンツの付加価値を高め商品単価の向上を図っている

顧客のニーズを把握し、人数制限による限定体験や食の提供、貸切プランなど、コンテンツ内容・提供価値の検討を継続的に行っている。また、コンテンツ内容・付加価値に応じた適切な価格設定・単価の向上を図っている。

I-2-③ コンテンツの高付加価値化

コンテンツの高付加価値化の先進的な事例では、マーケティング視点でのコンテンツの造成(phase1-④)をさらに徹底し、コンテンツごとに明確なターゲットを想定し提供価値を検討している。

予約の段階で参加者のニーズ・嗜好を把握しプログラムに反映させたり、日々のフィールドワークでの発見を基にタイムリーで特別感のあるコンテンツを紹介するなど、参加者の満足度を高めるための取り組みが継続的に行われています。

☞コンテンツ参加者のニーズを把握し、都度コンテンツ内容を検討

☞個々のガイドによる日々のフィールドワークからの発見をコンテンツに反映する

☞オンリーワン・特別感のある演出を盛り込む

事業者の 参考コメント

- ☞事業の持続で重要な視点は価格設定で、付加価値を付けて単価を上げること。コンテンツが多くあることが重要ではなく、1つでも目的地となるコンテンツがあることが重要。ターゲット・マーケット視点で考える。
- ☞お客様が来る前のメールのやり取りや電話の中で雑談をしながら、お客様の嗜好やお客様が何を求めているか聞き取り付加価値づけをしている。
- ☞「明日しかない」というケースなど特別な日はお客様を誘導し、「お客様、このツアーで予約をいただいておりますが、この機会は絶対に得なものなので、こちらをご案内させていただきます。」と伝え、満足度の向上を図っている。
- ☞オンリーワン・特別感のあるコンテンツをご紹介するには、やはり日々のフィールドワークが重要である。
- ☞希少価値の高い特別な場所での限定体験・本物体験であることを参加者に伝えコンテンツの価値を高めている。
- ☞自然環境保全の観点と合わせ、コンテンツ参加人数を制限することで、特別感やプライベート感が演出され、付加価値づけとなっている。
- ☞お客様の興味に応じて、現地サプライズ的なネタ（事前には知らせない）を入れる。

2. チェック項目

I-2-④

参加者が求める情報や体験を提供するため、専門知識を有するとともに地域の人々と関係を築いているガイドやインタープリターが案内している

国立公園や地域の自然、生態系、文化等の専門知識を有し、地域の人々との関係を築いているガイドやインタープリターが案内しており、地域の人々との交流の創出など、参加者が求める情報や体験を提供することにより、参加者の興味やモチベーションを高め、満足度やコンテンツの価値向上につなげている。

I-2-⑤

参加者が求める情報や体験を提供するため、地域ぐるみでガイドやインタープリターの人材育成に取り組んでいる

ガイド・インタープリターの日々のフィールドワークによる継続的な情報収集と共有に加え、地域事業者と共にガイドの養成講座等を行い、地域ぐるみでガイドやインタープリターの人材育成に積極的に取り組んでいる。

I-2-④、I-2-⑤ 参加者の興味やモチベーションを高めるガイディングのポイント

先進的な事業者では、単に自然、生態系、地域の文化等の個別の客観的な知識を有するだけでなく、ガイド・インタープリター自らが地域の人々と交流し関係を深める中で地域の情報を収集したり、フィールドワークを重ねガイド個人としてストーリーを組み立てるなど、自然環境や地域の営みなどの情報を収集しガイディングに反映する取り組みが継続的に行われています。

事業者の 参考コメント

- ☞聞いたものを伝えるだけのガイドではなく、一次産業等との関わりから、自分たちも手に職をつけ、自分で実際に行くことで理解をし、もう一步深いガイディングを目指している。
- ☞地域の歴史・文化を知っている地元の方から話を聞くことや講習を受けたりするなど、日常的な情報収集を心掛けている。
- ☞ベテランスタッフが知識・経験を伝達し、教育している。
- ☞ガイド同士で冬の閑散期里巡りツアー（地域住民と一緒にできるツアー）に参加するなど、自ら知識を深めている。
- ☞アクティビティ中に地元のコーヒーを提供し、実際にコーヒー店の方との交流も組み込むなどの演出を行い、参加者の興味を引き出している。
- ☞地域のガイド育成のため、ガイドのレベルごとに認定ガイド養成講座を開催し、質の向上を図っている。

2. チェック項目

I-2-⑥

ターゲットとする外国人旅行者と十分な言語コミュニケーションがとれるガイドやインタープリターが対応している

コンテンツのターゲットとしている外国人旅行者の言語や参加者と相互に合意した言語で、十分なコミュニケーションや情報提供ができるガイドやインタープリターが対応している。

I-2-⑦

外国語での情報発信を行っている

ターゲットとしている外国人旅行者の言語でWEBサイトやSNS等を活用した情報発信を行っている。

I-2-⑧

地域ぐるみで、体験コンテンツの誘客・販売活動を実施している

地域のDMOや観光協会などの観光推進団体と主体的に連携し、地域として目標を定め、利用者の要望に対応できる仕組みを作っている。また、地域としての情報発信を心がけている。

例

- ☞ 観光案内所、ビジターセンター等を誘客・販売活動の拠点とするなど、地域として利用者の要望に対応できる仕組みを作っている。
- ☞ WEBでの情報発信、旅行博や商談会への参加など、地域DMOや事業者と共に地域として取り組んでいる。

2. チェック項目

(2) 「安全対策・危機管理」関連のチェック項目

II-1-① :

関係機関が策定した新型コロナウイルス対策ガイドラインを参考に、対策を徹底している

関係機関が策定している新型コロナウイルス対策ガイドラインを参考に、コンテンツの催行に必要な対策について独自にマニュアルを作成し、事務所のスタッフやガイド、インタープリター、関係者、参加者に対策を徹底させ、旅行者・事業者・地域住民が安全に過ごすことができるよう対策を講じている。

例

- ☞ アクティビティツアー向け新型コロナウイルスガイドライン等を参考に、独自でマニュアルを作成している。
- ☞ 独自で作成したマニュアルに基づいて、社内で研修をしている。

II-1-② :

安全に催行するための催行基準を定めている

地域の自治体等の基準を参考に、大雨や暴風などの気象状況、またそれに伴う川や海の増水などのフィールド状況等に応じた催行基準を定めている。

旅行者には参加前に催行基準について説明し、催行中でも催行基準に準じて安全確保がなされるなど、参加者との適切なコミュニケーションをとっている。

例

- ☞ フィールド状況等に応じた催行基準を定め、参加者にも周知した上で、ツアーに参加してもらっている。

II-1-③ :

保険（損害賠償責任保険・傷害保険等）への加入など万が一のケガや事故に備えている

万が一のケガや事故に備え、事前にアクティビティのリスクを十分に説明し、安全対策、緊急時の対応を明確に伝えている。

また、事業所として損害賠償責任保険、傷害保険等の保険に加入している他、アクティビティにより必要な場合は、参加者に保険への加入を依頼している。

例

- ☞ 申込時にアクティビティのリスクについて十分に説明がされ、ツアー同意書に署名をもらい催行している。
- ☞ 保険については、補償内容等について、十分な説明をしている。

II-1-④ :

安全管理が可能な適切な運営体制を構築している

アクティビティの内容や参加者の人数等に応じて、事務所のスタッフやガイド、インタープリターを適切に配置するなど、安全管理のできる適切な人数での運営を行っている。また、万が一の怪我や事故に備え、警察署、消防署、消防団、医療機関、民間救助会社等の連絡先を把握し、連絡手段を持っている。

例

- ☞ 怪我や事故、病気に備え、診療所、病院、消防署の連絡先をまとめ、迅速な対応ができるようにしている。

2. チェック項目

II-1-⑤ :

緊急時の対応について事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して安全管理に関するトレーニング等を定期的に行っている

事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、安全管理や実際にフィールドで自然災害や事故等が起きたことを想定したシナリオトレーニングなど、定期的なトレーニングを行っている。

例

☞社内研修の実施。(週に1度、スタッフにランダムで緊急時の対応方法を確認している/応急措置、テーピング、三角巾等の練習の実施等)

II-1-⑥ :

屋外で活動する場合、天候や災害等のリスクをガイドやインタープリターが判断し、アクティビティの中止・変更、安全な行動を促すことができる

ガイドやインタープリターが天候や自然災害等のリスクについて状況を判断し、リスクに応じて、アクティビティを中止または変更している。また、急な天候の変化や参加者の能力に応じて、代替ルートや活動を決定するなど、安全に参加者を導くための適切なリーダーシップが発揮されている。

例

☞日々のフィールドワークにより、フィールドの状況がスタッフ・ガイド・インタープリター間で共有されており、リスクに応じて臨機応変に対応している。

II-1-⑦ :

装備を必要とする活動の場合、体験内容・レベルに応じた装備を使用している

体験の内容・レベルに応じて必要となる、安全性に考慮した服装や用具などを使用している。また、装備等は定期的にメンテナンスを行い、安全確保のための管理を徹底している。

例

☞信頼のおけるメーカーの服装やアクティビティ用具等を使用している。
☞装備等は定期的にチェックをし、安全に催行できるようメンテナンスを行っている。

II-1-⑧ :

事故や災害発生時の緊急対応マニュアルを作成している

ハザードマップによる洪水・土砂災害・高潮・津波など災害による地域のリスク情報、近隣自治体が作成している防災計画等から、コンテンツを展開している地域のリスクを分析し、万が一の事故や自然災害時の緊急対応について、場所に応じた対応の手順や連絡体制などが明確にマニュアル化されている。

例

☞地域の自治体ハザードマップを確認し、避難路・避難場所を把握しており、迅速な対応ができるようにしている。

2. チェック項目

II-2-①

事故や災害など緊急時における地域との協力体制ができている

地域として事故や災害などの発生しやすい場所についての助言をいただく等、地域住民とコミュニケーションが取れている。また、万が一の事故や災害などの緊急時における旅行者の安全確保について、警察署、消防署、医療機関、山岳救助、海難救助、地域住民等との連携・協力体制が構築されている。

II-2-②

第三者機関が実施する安全講習を受講し、認定を受けている

事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、第三者機関が実施する救命救急等（傷害治療、心肺蘇生法、野外・災害救急法であるウィルダネスファーストエイド等）の安全講習を受講させ、認定を受けている。

* 第三者機関の講習例については、P.29参考資料を参照。

II-2-③

事故や災害等の発生後の事業継続のため、他の事業者と連携し、地域としての危機管理計画を定めている

自治体、観光推進団体や他の事業者などと共に、当該地域や国立公園で起こりうるリスクを分析し、リスクへの備え、緊急時対応、速やかに事業を再開するための地域としての危機管理計画を定めている。

II-2-④

屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等で催行判断基準を主体的に定めている

自治体等が定めている気象状況や、またそれに伴うフィールド状況等に応じて催行を判断する基準を参考に、地域内関係者で話し合い、催行判断基準を主体的に定め、地域全体の取り組みを主導している。

II-2-④ 催行判断基準を主体的に定めるポイント

地域の協議会や組合、事業者間等で催行判断基準を主体的に定めている事例を見ると、協議会や組合、事業者間等で話し合い、一定程度の基準を主体的に定めることで、地域ぐるみで安全管理が行われています。事業者判断で催行し、事故が起きた際に、エリア全体に影響を及ぼし兼ねないので、このような仕組みを作ることで、地域のガバナンスが強化されていきます。

☞ **協議会や組合、事業者間等で協議し合うことで、地域のガバナンスが強化される**

☞ **事業者・ガイド間等で事故事例の定期的な情報交換や対応策についての意見交換をすることが重要**

事業者の
参考コメント

- ☞ 協議会を組織しており、一定程度の基準を設けている。協議会に加盟する事業者・関係者が協調していくことで、安全管理ができている。協議会も責任を持って取り組んでいる。
- ☞ 観光協会ガイド部会として、催行の基準を設けている。年に2回ガイド同士の協議があり、事故事例を基に対応などをグループワークでディスカッションし、対応について話し合いを行っている。

2. チェック項目

(3) 「環境への貢献・持続可能性」関連のチェック項目

Ⅲ-1-① :

持続可能な環境活動について遵守しているガイドラインやルールがある

既存の環境保全のためのガイドラインや地域で策定した計画・規則等を遵守している。

例

⇒エコアクション21等の既存のガイドラインを読み、理解している。

Ⅲ-1-② :

地域・国立公園の生態系、野生生物の保護に配慮している

当該地域の生態系についての十分な説明、野生動物への安易な給餌の禁止、衣服・靴底の付着物のチェックなど、生態系の保護に配慮した行動をコンテンツに取り入れている。

例

⇒特定外来種の防除等、生態系の保護について学校に行って啓発活動を行っている。

Ⅲ-1-③ :

国立公園における行為規制について理解し、遵守している

自然公園法に基づく国立公園の行為規制を理解し、遵守している。
また、自然公園法以外にもエコツーリズム推進法や関係する法令、自治体の条例に基づく規制等がある場合はそれらも理解し、遵守している。

例

⇒国立公園において許可又は届出が必要な行為と様式。
https://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html

Ⅲ-1-④ :

屋外で活動する場合、フィールド特性に合わせたプログラム参加者の人数制限等を行っている

フィールド特性に合わせた人数制限やフィールド内の行動規範を徹底し、地域資源に過大な負荷をかけない形で催行している。

例

⇒ツアーにより、希少価値の高い特別な場所を荒らさない工夫をしている。(例：第2種特別地域で最大8名のところ、通常6名としている)
⇒特別な場所での限定体験・本物体験であることを参加者に伝えている。

2. チェック項目

Ⅲ-1-⑤：

アクティビティ中に発生する廃棄物の削減や脱炭素化に向けた積極的な取り組みを行っている

使い捨てのプラスチック容器や包装などの使用を最小限に抑えるなど廃棄物の削減を行うとともに、アクティビティ中に発生したごみはすべて持ち帰っている。また、再生可能エネルギーの利用や省エネ機器の使用などにより、CO2削減のための取組を行っている。

例

- ☞ ゆで卵の殻の小さな欠片でも落としたり拾うようにし、お客様にも意識してもらうようにしている。
- ☞ ツアーの中でサステナブルな取組みと呼びかけを行っている。
- ☞ 飲み物は陶器で出し、マイボトルの呼びかけを行っている。

Ⅲ-1-⑥：

自然環境や地域コミュニティ、歴史・文化的資源（地域の信仰や風習含む）を尊重し、過大な負荷をかけないよう配慮している

自然環境や地域コミュニティ、歴史・文化資源（地域の信仰や風習含む）の意味を理解し、地域住民の生活・文化に負荷がかからないように配慮している。また、特に配慮が必要とされる場所は参加者に十分な説明と情報提供を行っている。

例

- ☞ 地域の行事に参加することによって人間関係が作られて、地域コミュニティ、歴史・文化資源（地域の信仰や風習含む）への理解を深めている。

Ⅲ-1-⑦：

「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を読んでいる

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）を読み、「持続可能なマネジメント」、「社会経済のサステナビリティ」、「文化的サステナビリティ」、「環境のサステナビリティ」のそれぞれの項目について確認をしている。

例

- ☞ 各指標に照らし合わせて自己分析を行い、強み・弱みが把握できている。
- ☞ 地域が一体となって持続可能な観光地域づくりに取り組むためのコミュニケーションツールとして活用している。

2. チェック項目

Ⅲ-2-①

持続可能な環境活動について独自のビジョンや行動指針を定めている

持続可能な環境活動について、外部のガイドラインのみでなく独自のビジョンや実践的な取組について文章化し、事務所のスタッフやガイド、インタープリターにも共有され、指針に沿った活動が行われている。

Ⅲ-2-②

環境保全協力金や環境保全活動を通じて、地域の自然環境保全等に取り組んでいる

収益の一部を地域の環境保全協力金として寄付したり、ごみ拾い・美化活動等を自ら実施もしくはそれらを組み込んだアクティビティを提供するなど、自然環境保全等に取り組んでいる。

Ⅲ-2-② 地域の自然環境保全等のポイント

環境保全協力金を寄付するにあたり、使用目的や協力金の受入先の明確化など、地域内での仕組みづくりがまず必要となります。

自然環境保全の事例として、収益の一部をごみ処理費用や看板の施設費用として使っている事例や、清掃活動を地域の人々と一緒に行い、参加者にツアーを体験してもらう取り組み、地域の子供たちを巻き込んだ取り組みなど、環境保全活動を通して地域の人々との継続的な関係づくりを行なっている事例も見られます。

👉 **アクティビティ内に環境保全活動を組み込むことや、地域の方と一緒に環境保全活動をするなど、まずはできる範囲からはじめる**

👉 **環境保全協力金は、まず目的や受入先等を明確にすることが重要**

<p>事業者の参考コメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 👉 清掃活動に協力してくれた地域の方に、シーカヤック体験を提供している。 👉 漁村の方ともごみを拾う日を決め、ごみ拾いや草刈りを行っている。 👉 ツアー中にごみ拾いをし、お客様の意識を変える取り組みをしている。 👉 スタッフの清掃活動を見た地域の子供が手伝うようになり、大人も手伝うようになり、地域が連携した清掃活動の取り組みの形ができています。 👉 ツアー参加費の 1 / 3 をごみ処理費用に使っている。ごみ捨て抑止のための看板もその費用から作成し、市から許可をもらい設置している。 👉 ツアー中に少しずつ保護活動を行っていくことで、その積み重ねがエリア全体の保護につながっていく。
<p>環境保全協力金参考事例①</p>	<p>【妙高戸隠連山国立公園エリア】「妙高山・火打山 自然環境保全のための協力金」</p> <ul style="list-style-type: none"> 👉 実施主体：生命地域妙高環境会議（妙高市環境生活課内） 👉 目的：妙高山・火打山の美しい自然を、次の世代に継承していくため、適切な保全管理を実施するため 👉 協力金使途：ライチョウの生体調査・保全活動、登山道の維持管理 👉 協力金：500円 ※対象：妙高山・火打山への登山者 <p>参考URL： https://syncable.biz/associate/myokoentryfee/vision</p>
<p>環境保全協力金参考事例②</p>	<p>【阿蘇くじゅう国立公園エリア】「くじゅう環境保全協力金」</p> <ul style="list-style-type: none"> 👉 主催：くじゅう地区管理運営協議会 👉 目的：草原環境の保全、登山道補修など 👉 協力金：500円（ツアー参加費2500円に含まれる）※対象：「夜のタデ原さんぽ」ツアー参加者など <p>参考URL： https://www.visit-oita.jp/files/EventFile/1/EventFile_1438_file.pdf</p>

Ⅲ-2-③

エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減など、地域ぐるみで脱炭素化に向けて取り組んでいる

エネルギー消費量、温室効果ガスの排出量を把握し、消費量・排出量の削減や脱炭素化に向けた取組を地域関係者と一緒になって行っている。

2. チェック項目

Ⅲ-2-④

屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等でフィールド特性に合わせた人数制限や行動規範について主体的に関与してルールを定めている

地域内関係者で話し合い、フィールド特性や希少価値を再認識し、地域として当該フィールドの人数制限や行動規範について、主体的に関与してルールを定めるなど、地域全体の付加価値づくりに貢献している。

Ⅲ-2-④ 地域における自主ルールの事例

地域における自主ルールについては、以下のような地域における取組事例も見られます。

【上信越高原国立公園エリア】

水上ラフティング組合では、加盟するラフティング提供事業者13社により、以下の基準を設けています。

<p>自主ルール事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☞リバーガイド資格を与えるにあたっての基準 ☞ツアー運行責任者の基準 ☞ツアーの運営においての基準 ごとの規約を定めている。 <p>リバーガイドや、ツアー運行責任者の年齢、経験年数、ガイド資格認定、救命講習の資格保有等の基準を設けるとともに、エリアによる水位の基準や増水等によるツアー中止基準から、装備品に至るまで詳細な基準づくりを実施。</p> <p>参考URL : https://www.raftminakami.com/kiyaku.html</p>
----------------	---

【奄美群島国立公園エリア】

奄美大島利用適正化連絡会議では、世界自然遺産地域となっているエリア（金作原）の利用方法について、認定ガイドの利用を促進し、利用者数に制限を設けるなどの利用ルールを定めています。

<p>自主ルール事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☞ <利用ルール> <ul style="list-style-type: none"> ・金作原を利用する際は、お客様に認定ガイド（有料）を利用してもらう。 ※認定ガイド及びバス事業者が混雑緩和・安全確保のための調整を実施。 ・利用者数に制限を設け、制限を超えた場合は利用させないことを実施。 ※同時間帯に車両最大10台まで など。 ☞ <認定ガイドとは> <ul style="list-style-type: none"> ・「奄美群島の自然・文化について深い知識を有し、来訪者に安全で質の高い体験を提供するとともに、地域の環境保全に責任を持つガイド」として、奄美群島エコツーリズム推進協議会が認定したガイド。
----------------	--

2. チェック項目

Ⅲ-2-⑤

屋外で活動する場合、フィールド内の自然環境を定期的にモニタリングしている

フィールド内の自然環境を独自にモニタリングしたり、地域で行っているモニタリングに協力することで、地域の持続可能な自然環境保全や適切な利用に貢献している。

Ⅲ-2-⑤ フィールド内のモニタリングのポイント

自然環境のモニタリング事例を見ると、日々のフィールドワークやツアー中に環境の変化等を確認し、それをスタッフやガイド間で共有して、負荷のかからない適切な利用につなげています。

また、地域で行っているモニタリングへ積極的に協力することや、独自にモニタリングをする際も、一次産業をはじめとする事業者からの情報収集・意見を聴取するなど、主体的に情報収集に取り組んでいます。

☞ 日々のフィールドワークやツアー中においても常に環境の変化を確認・共有する

☞ 地域で実施しているモニタリングへの参加や地域内関係者からの主体的な情報収集

<p>事業者の 参考コメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 磯の生き物の観察を実施している。自然に負荷をかける生態系の調査なので、やり方、手法、ルールを確立して取り組んでいる。 ☞ フィールドワークを密にしながら、環境への配慮を確認している。その際に、地域関係者と連携しながら、情報収集をしている。 ☞ 職員やガイド、それぞれが定期的にフィールドに出て、情報を得たものを集約し、共有している。
<p>参考事例</p>	<p>【西表石垣国立公園エリア】「モニタリングデータの取り扱い」</p> <p>プログラムの事前準備として、使用予定のフィールドにおいて論文や国立公園管理団体の報告書で発表されているような調査手法を用い（センサーカメラの使用など）、生物種の数や個体数を定期的に記録している。フィールドにおいても月ごとの変動などをモニタリング。プログラムで得られたデータは、事業者独自の報告書または学会論文などで公表していく予定。</p>

Ⅲ-2-⑥

地域として水環境への影響を最小限に抑えている

アクティビティを展開するエリア内の水環境の保全に配慮することや、アクティビティを通して水源地・陸域・海域との関係性を伝えるなど、コンテンツ参加者にも水質の汚染等に配慮した行動を促している。

2. チェック項目

Ⅲ-2-⑦

地域の農林水産業や多様な事業者との連携など、地域経済に対する貢献を意識し取り組んでいる

地域経済への貢献を意識し、地元資本の観光事業者（食事・宿泊・交通等）の利用促進や地域の農林水産業など多様な事業者との連携を主体的に図っている。

Ⅲ-2-⑦ 多様な事業者との連携による地域経済への貢献のポイント

事業者単独での収益だけでなく、地域内の飲食店や公共交通機関の利用を取り入れたプログラムや、宿泊を伴うプログラム、地域コミュニティを巻き込んだプログラムづくりなど、地域にお金を落とす仕組みづくりを優先した取り組みを行っている事業者や、温暖化等の影響を受けている一次産業のブランディング支援などを行っている事業者も見られます。

☞ **地域の関係者との関わりから、課題を見出し、コンテンツを通して地域にプラスを生むことが重要**

☞ **地域にお金が落ちる仕組みづくりの検討（地元飲食店や一次産業との連携など）**

事業者の参考コメント

- ☞ プログラム参加者に喜んでもらうだけでなく、地域にお金が落ちる仕組みをつくることが重要であり、地域の人をヒーローにし、地域が良かったと評価されるプログラム造りを行っている。
- ☞ 地元の公共交通機関の積極的な利用 乗降客を増やす。
- ☞ サイクリング体験で地元のお店で使える食事チケットをつけている 地元の食も楽しめる。
- ☞ 負荷をかけないだけでなく、地域や周りにプラスを生むことが重要で、プラスを生むことで地域関係者・住民から受け入れられる。
- ☞ 一次産業など温暖化の影響を受けている産業と連携し、温暖化によって増えている資源のブランド化支援や、伝統的な漁法のプロセス自体を付加価値としたプログラムを作るなど、様々な取り組みを行っている。
- ☞ 地域住民を巻き込んだビジネス(コミュニティビジネス)を展開している。
- ☞ ガイドがそれぞれお好みの地元の食事処をご案内するなど、地域にお金を落とすように心がけている。

Ⅲ-2-⑧

地域内の協議会等の組織間でコンテンツの質の確保・向上に向けた知識の共有や人材育成をしている

持続可能な地域の利用のため、地域内の協議会等の組織間で、一定の催行基準の設定や知識の共有、合同でのスタッフ教育など、地域全体でコンテンツの質の向上に努めている。

Ⅲ-2-⑨

地域として、国際的な認証を取得している／国際的な認証の取得に向けて準備している

世界持続可能観光協議会（GSTC）等の認定機関を通して、国際的な認証を取得している。／取得に向けて準備している。

* 世界持続可能観光協議会（GSTC）の認定機関

観光地域の認証団体：Earthcheck、Green Destinations、Vireo Sri 等／観光事業の認証団体：Travelife、Controlunion 等

Ⅲ-2-⑩

多様性を尊重した事業運営をしている

参加者の食文化や習慣の違いに配慮した対応を行っている（ハラール食、礼拝等の配慮、ヴィーガンなど）。また、アレルギーなどへの対応や身体の不自由な方に対する配慮についても柔軟に対応している。

3. チェックシート

(1) 基本的項目（フェーズ1）チェックシート

※コンテンツ作成の⑩について訪日外国人を受け入れてない場合は「該当なし」にチェック
 ※安全対策・危機管理の⑥の及び環境への貢献・持続可能性の④については、実施プログラムが屋内文化体験等で該当しないと判断する際には「該当なし」にチェック

基本的項目（フェーズ1）

満たしている

満たしていない

該当なし

コンテンツ作成

I-1-①コンテンツを通して国立公園の機能や活動フィールドの紹介など基本的な情報を提供している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-②当該地域や国立公園でしか体験できない、その場所ならではの体験を提供している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-③参加者に提供する商品の狙いが明確に設定されている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-④観光の動向を把握しターゲット層を定めてコンテンツを造成・改善している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-⑤ルート・スケジュール・時間配分等、適切なプログラム構成となっている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-⑥事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、インタープリテーション等の案内に関するトレーニング等を定期的に行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-⑦参加者のスキルやレベルに応じた指導やプログラム変更を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-⑧催行基準を満たさない場合に、代替プランを用意するなどの準備を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-⑨コンテンツの催行・サービスの提供に必要な人員が確保できている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
I-1-⑩対象とする外国人旅行者の受入環境整備ができている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

安全対策・危機管理

II-1-①関係機関が策定した新型コロナウイルス対策ガイドラインを参考に、対策を徹底している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
II-1-②安全に催行するための催行基準を定めている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
II-1-③保険（損害賠償責任保険・傷害保険等）への加入など万が一のケガや事故に備えている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
II-1-④安全管理が可能な適切な運営体制を構築している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
II-1-⑤緊急時の対応について事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して安全管理に関するトレーニング等を定期的に行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
II-1-⑥屋外で活動する場合、天候や災害等のリスクをガイドやインタープリターが判断し、アクティビティの中止・変更、安全な行動を促すことができる	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
II-1-⑦装備を必要とする体験の場合、体験内容・レベルに応じた装備を使用している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
II-1-⑧事故や災害発生時の緊急対応マニュアルを作成している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

環境への貢献・持続可能性

III-1-①持続可能な環境活動について遵守しているガイドラインやルールがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
III-1-②地域・国立公園の生態系、野生生物の保護に配慮している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
III-1-③国立公園における行為規制について理解し、遵守している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
III-1-④屋外で活動する場合、フィールド特性に合わせたプログラム参加者の人数制限等を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
III-1-⑤アクティビティ中に発生する廃棄物の削減や脱炭素化に向けた積極的な取り組みを行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
III-1-⑥自然環境や地域コミュニティ、歴史・文化的資源（地域の信仰や風習含む）を尊重し、過大な負荷をかけないよう配慮している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
III-1-⑦「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を読んでいる	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

3. チェックシート

(2) 発展的項目（フェーズ2）チェックシート

※コンテンツ造成の⑥⑦について訪日外国人を受け入れてない場合は「該当なし」にチェック
 ※安全対策・危機管理の④及び環境への貢献・持続可能性の④⑤については、実施プログラムが屋内文化体験等で該当しないと判断する際には「該当なし」にチェック

発展的項目（フェーズ2）		満たしている	満たしていない	該当なし
コンテンツ造成	I-2-①コンテンツに当該国立公園・地域ならではのストーリー性を持たせている	✓	✓	
	I-2-②コンテンツを通して、参加者の学習意欲を高め、行動変容を促している	✓	✓	
	I-2-③コンテンツの付加価値を高め商品単価の向上を図っている	✓	✓	
	I-2-④参加者が求める情報や体験を提供するため、専門知識を有するとともに地域の人々と関係を築いているガイドやインタープリターが案内している	✓	✓	
	I-2-⑤参加者が求める情報や体験を提供するため、地域ぐるみでガイドやインタープリターの人材育成に取り組んでいる	✓	✓	
	I-2-⑥ターゲットとする外国人旅行者と十分な言語コミュニケーションがとれるガイドやインタープリターが対応している	✓	✓	✓
	I-2-⑦外国語での情報発信を行っている	✓	✓	✓
	I-2-⑧地域ぐるみで、体験コンテンツの誘客・販売活動を実施している	✓	✓	
安全対策・危機管理	II-2-①事故や災害など緊急時における地域との協力体制ができています	✓	✓	
	II-2-②第三者機関が実施する安全講習を受講し、認定を受けている	✓	✓	
	II-2-③事故や災害等の発生後の事業継続のため、他の事業者と連携し、地域としての危機管理計画を定めている	✓	✓	
	II-2-④屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等で催行判断基準を主体的に定めている	✓	✓	✓
環境への貢献・持続可能性	III-2-①持続可能な環境活動について独自のビジョンや行動指針を定めている	✓	✓	
	III-2-②環境保全協力金や環境保全活動を通じて、地域の自然環境保全等に取り組んでいる	✓	✓	
	III-2-③エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減など、地域ぐるみで脱炭素化に向けて取り組んでいる	✓	✓	
	III-2-④屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等でフィールド特性に合わせた人数制限や行動規範について主体的に関与してルールを定めている	✓	✓	✓
	III-2-⑤屋外で活動する場合、フィールド内の自然環境を定期的にモニタリングしている	✓	✓	✓
	III-2-⑥地域として水環境への影響を最小限に抑えている	✓	✓	
	III-2-⑦地域の農林水産業や多様な事業者との連携など、地域経済に対する貢献を意識し取り組んでいる	✓	✓	
	III-2-⑧地域内の協議会等の組織間でコンテンツの質の確保・向上に向けた知識の共有や人材育成をしている	✓	✓	
	III-2-⑨地域として、国際的な認証を取得している／国際的な認証の取得に向けて準備している	✓	✓	
	III-2-⑩多様性を尊重した事業運営をしている	✓	✓	

4. 参考資料

参考となるガイドライン

- 観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン」（令和2年6月）
https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000148.html
- 観光庁「訪日外国人等に対する体験ダイビング及びスノーケリングの提供に関するガイドライン」（令和2年6月）
https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_000300.html
- 一般社団法人日本エコツーリズム協会「グッドエコツアー チェックリスト」<http://npo.ecotourism.gr.jp/index.php/get/clist/>
- 環境省「生きものとの出会いの旅を創る 国内・海外20の事例」（令和3年3月）
<http://www.env.go.jp/nature/wildlifetourism/top.html>

国立公園ストーリー集

- 環境省「日本の国立公園ストーリー集」
<http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/park-stories.pdf>

ガイド・インタープリター

- 環境省「自然資源を活かすエコツーリズム・インタープリテーションの人材育成支援事業 自己学習教材（動画）」
http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/jinzai/index.html

安全対策講習会等

- アクティビティツアー連絡会「アクティビティツアー向け新型コロナウイルス対策ガイドライン」（令和2年7月）
<https://user.bell-face.com/l/3d50e2622b>
- 一般社団法人日本旅行業協会「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（令和2年7月）
https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guideline/2020_newvirusccrrspndncguideline2nd.pdf
- 公益社団法人日本山岳ガイド協会
「新型コロナウイルス感染症対策のための業務再開ガイドラインVol. 7」（令和2年6月）
http://www.jfmga.com/pdf/corona_guideline_Vol.7.pdf
- Adventure Travel Trade Association
「ADVENTURE TRAVEL COVID-19 HEALTH AND SAFETY GUIDELINES」（令和2年8月）
<https://www.adventuretravel.biz/COVID19guidelines/>
- CONE自然体験活動推進協議会
「リスクマネジメント講習会」「リスクマネジメントディレクター養成講習会」「リスクマネジャー養成講習会」 <https://cone.jp/>
- NPO法人自然体験活動推進協議会 自然体験活動部会
「自然体験活動指導者認定制度（NEAL）」 <https://neal.gr.jp/index.html>
- 東京消防庁「応急救護講習」「普通救命講習」「上級救命講習」 <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/index.html>
- 日本赤十字社「救急法（基礎講習）」 <http://www.jrc.or.jp/>
- 一般社団法人ウィルダネスメディカルアソシエイツジャパン「ウィルダネスファーストエイド ベーシックレベル」
<https://www.wmajapan.com/>
- 公益社団法人日本山岳ガイド協会
「山岳ガイド・国際山岳ガイド」、「自然ガイド・登山ガイド」、「スキーガイド」、「フリークライミングインストラクター」
<http://www.jfmga.com/index.html>
- 一般社団法人日本セーフティカヌーイング協会
「ベーシックインストラクター」、「アドバンスインストラクター」、「リバーガイド・シーガイド」、「会員研修会」
<https://jsca.net/>

4. 参考資料

【参考】国立公園満喫プロジェクトについて

「明日の日本を支える観光ビジョン（2016年3月）」の柱の一つに国立公園が位置づけられる
 2016年～ 国立公園満喫プロジェクト開始 【訪日外国人の国立公園利用者数】490万人（2015年）
 →667万人（2019年）

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る

- ◆ 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- ◆ 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

国立公園を核とした
地域循環共生圏の実現



国立公園の優れた
自然環境

最大の魅力は
自然そのもの

保護

利用

地域資源として
自然の価値向上

地域の産業の活性化
地域の持続的な発展

国立公園の磨き上げ

- ・ 景観改善（廃屋撤去等）
- ・ デジタルセンター等の再整備
- ・ 公共施設の民間開放（カフェ等設置）
- ・ 体験プログラムの充実
- ・ 利用者負担による保全のしくみ
- ・ 多様な宿泊サービス充実

国内外へのプロモーション

- ・ 株式会社パートナー企業との連携
- ・ SNSや海外メディアの活用
- ・ 旅行博・商談会の参加
- ・ 旅行会社等との情報交換会の開催



国際観光旅客税の活用による取組の強化（2019年度～）

- ・ 利用拠点の滞在環境の上質化
- ・ 多言語解説の充実
- ・ 魅力あるコンテンツ充実（野生動物観光／クラフティング／地場産品／ナイトタイム）
- ・ 日本政府観光局サイトへの一括情報サイト設置
- ・ デジタルセンターの機能強化等

【参考】自然公園法の一部改正について

自然公園法の一部を改正する法律

国立公園等において、「保護と利用の好循環」を表現し、地域の活性化に寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を
促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- ・ 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣（知事）の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続きを簡素化します。
- ・ これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する
利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- ・ 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣（知事）の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続きを簡素化します。
- ・ これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した町並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。



公園の保護と適正利用のために
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により
国立公園等の保護と適正な利用を確保

- ・ 野生生物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- ・ これにより、野生生物による人的・物的被害の発生防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々を楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。

自然体験コンテンツ	本ガイドラインでは、自然観光資源（自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源を含む）を活用した体験プログラム・ツアーを指すものとしています。
観光地域づくり法人 （日本版DMO）	地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。Destination Management/Marketing Organizationの頭文字の略。 出典：観光庁
ハラール	ハラール（ハラール）とは、イスラム教の教えに則って許されるものをいう。反対に禁じられているものをハラム（ハラーム）という。物や行動など全般にわたる考え方で、嘘をついたり、他人のものを盗んだりすること、豚肉を食べたりアルコールを飲むことなどがハラムにあたる。ハラムではない物や行動がハラールになる。
ヴィーガン	卵や乳製品も摂らないベジタリアンをヴィーガンと呼び、乳製品まで摂る人をラクト・ベジタリアン、卵を摂る人をオボ・ベジタリアンと呼ぶ。近年は、世界的な環境や食料の課題をテーマにした菜食主義者も増えつつある。
ウィルダネスファーストエイド	野外・災害救急法。「Wilderness」とは、日本語では「ウィルダネス状況下」と訳され、「傷病への決定的な処置（病院での医療的処置）を受けられるまで時間を要する状況」と定義されている。 出典：一般社団法人ウィルダネスメディカルアソシエイツジャパン
インタープリター	自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいう。 一般的には植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称していう。 出典：一般財団法人環境イノベーション情報機構

環境省

自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL : 03-3581-3351(代表)

【北海道地区】

北海道地方環境事務所
〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 TEL:011-299-1950

稚内自然保護官事務所
〒097-8527 北海道稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎 TEL:0162-33-1100

大雪山国立公園管理事務所
〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町603 TEL:01658-2-2574

大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所
〒071-1423 北海道上川郡東川町東町1-13-15 TEL:0166-82-2527

大雪山国立公園管理事務所 上士幌管理官事務所
〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字 上士幌東3線235-33 TEL:01564-2-3337

支笏湖洞爺国立公園管理事務所
〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉 TEL:0123-25-2350

支笏湖洞爺国立公園管理事務所 洞爺湖管理官事務所
〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142-5 (洞爺湖ビジターセンター 2階) TEL:0142-73-2600

釧路自然環境事務所
〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階 TEL:0154-32-7500

ウトロ自然保護官事務所
〒099-4354 北海道斜里郡斜里町ウトロ西186-10 (知床世界遺産センター内) TEL:0152-24-2297

羅臼自然保護官事務所
〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町湯の沢町6-27 TEL:0153-87-2402

阿寒摩周国立公園管理事務所
〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉2-2-2 TEL:015-483-2335

阿寒摩周国立公園管理事務所 阿寒湖管理官事務所
〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉1-1-1 (阿寒湖畔エコミュージアムセンター内) TEL:0154-67-2624

釧路湿原自然保護官事務所
〒084-0922 北海道釧路市北斗2-2101 (釧路湿原野生生物保護センター内) TEL:0154-56-2345

【東北地区】

東北地方環境事務所

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階 TEL:022-722-2870

十和田八幡平国立公園管理事務所

〒018-5501 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486 TEL:0176-75-2728

十和田八幡平国立公園管理事務所 盛岡管理官事務所

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1階 TEL:019-621-2501

十和田八幡平国立公園管理事務所 鹿角管理官事務所

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字向畑123-4 TEL:0186-30-0330

八戸自然保護官事務所

〒039-1166 青森県八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎B1 TEL:0178-73-5161

宮古自然保護官事務所

〒027-0001 岩手県宮古市日立浜町11-30 TEL:0193-62-3912

大船渡自然保護官事務所

〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字大浜221-117 TEL:0192-29-2759

石巻自然保護官事務所

〒986-0832 宮城県石巻市泉町4-1-9 石巻法務合同庁舎1階 TEL:0225-24-8217

裏磐梯自然保護官事務所

〒969-2701 福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字 剣ヶ峯1093 TEL:0241-32-2221

羽黒自然保護官事務所

〒997-0141 山形県鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰39-4 TEL:0235-62-4777

【関東地区】

関東地方環境事務所

〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館6階 TEL:048-600-0516

日光国立公園管理事務所

〒321-1434 栃木県日光市本町9-5 TEL:0288-54-1076

日光国立公園管理事務所 那須管理官事務所

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本207-2 (那須高原ビジターセンター2階) TEL:0287-76-7512

日光国立公園管理事務所 日光湯元管理官事務所

連絡先：日光国立公園管理事務所

檜枝岐自然保護官事務所

〒967-0525 福島県南会津郡檜枝岐村下ノ原867-1 TEL:0241-75-7301

片品自然保護官事務所

〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田字下半瀬3885-1 TEL:0278-58-9145

奥多摩自然保護官事務所

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川171-1 TEL:0428-83-2157

小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島西町 (小笠原世界遺産センター内) TEL:04998-2-7174

富士箱根伊豆国立公園管理事務所

〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧札場164 TEL:0460-84-8727

富士箱根伊豆国立公園管理事務所 伊豆諸島管理官事務所

〒100-0101 東京都大島町元町字家の上445-9 大島合同庁舎1階 TEL:04992-2-7115

富士箱根伊豆国立公園管理事務所 富士五湖管理官事務所

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1 (生物多様性センター内) TEL:0555-72-0353

富士箱根伊豆国立公園管理事務所 沼津管理官事務所

〒410-0831 静岡県沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎5階 TEL:055-931-3261

富士箱根伊豆国立公園管理事務所 下田管理官事務所
〒415-0036 静岡県下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1階 TEL:0558-22-9533

南アルプス自然保護官事務所
〒400-0241 山梨県南アルプス市芦安芦倉518 南アルプス芦安支所2階 TEL:055-280-6055

(静岡事務所)
〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所新館13階 TEL:055-280-6055

伊那自然保護官事務所
〒396-0402 長野県伊那市長谷溝口1394 伊那市長谷総合支所2階 TEL:0265-98-1205

【中部地区】

中部地方環境事務所
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-955-2130

白山自然保護官事務所
〒920-2501 石川県白山市白峰木25-1 TEL:076-259-2902

伊勢志摩国立公園管理事務所
〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3098-26 TEL:0599-43-2210

信越自然環境事務所
〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 TEL:026-231-6570

妙高高原自然保護官事務所
〒949-2112 新潟県妙高市大字関川2279-2 TEL:0255-86-2441

戸隠自然保護官事務所
〒381-4192 長野県長野市戸隠豊岡1554 長野市戸隠支所3階 TEL:026-254-3060

上信越高原国立公園管理事務所
〒377-1526 群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原679-3 嬭恋村商工会館2階 TEL:0279-97-2083

上信越高原国立公園管理事務所 志賀高原自然保護官事務所
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148 TEL:0269-34-2104

上信越高原国立公園管理事務所 谷川管理官事務所
〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744-1 TEL:0278-62-0300

中部山岳国立公園管理事務所
〒390-1501 長野県松本市安曇124-7 TEL:0263-94-2024

中部山岳国立公園管理事務所 立山管理官事務所
〒930-0221 富山県中新川郡立山町前沢1209-18駅前プラザ2階 TEL:076-462-2301

中部山岳国立公園管理事務所 上高地管理官事務所
〒390-1516 長野県松本市安曇4468 TEL:0263-95-2032 ※冬季連絡先：中部山岳国立公園管理事務所

中部山岳国立公園管理事務所 平湯管理官事務所
〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯763-12 TEL:0578-89-2353

【近畿地区】

近畿地方環境事務所

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階 TEL:06-6881-6500

吉野熊野国立公園管理事務所

〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘2-4-20 TEL:0735-22-0342

吉野熊野国立公園管理事務所 吉野管理官事務所

〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2294-6 TEL:0764-34-2202

吉野熊野国立公園管理事務所 田辺管理官事務所

〒646-0035 和歌山県田辺市中屋敷町24-49 田辺市社会福祉センター3階 TEL:0739-23-3955

竹野自然保護官事務所

〒669-6201 兵庫県豊岡市竹野町竹野3662-4 TEL:0796-47-0236

浦富自然保護官事務所

〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢1098-3 TEL:0857-73-1146

大阪自然保護官事務所

連絡先：近畿地方環境事務所

神戸自然保護官事務所

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎7階 TEL:078-331-1146

【中国四国地区】

中国四国地方環境事務所

〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 TEL:086-223-1577

岡山自然保護官事務所

連絡先：中国四国地方環境事務所 TEL:086-223-1586

広島事務所

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館1階 TEL:082-511-0006

大山隠岐国立公園管理事務所

〒683-0067 鳥取県米子市東町124-16 米子地方合同庁舎4階 TEL:0859-34-9331

大山隠岐国立公園管理事務所 松江管理官事務所

〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 TEL:0852-21-7626

大山隠岐国立公園管理事務所 隠岐管理官事務所

〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町55 TEL:08512-2-0149

四国事務所

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階 TEL:087-811-7240

高松自然保護官事務所

連絡先：四国事務所 TEL:087-811-6227

松山自然保護官事務所

〒790-0808 愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階 TEL:089-931-5803

土佐清水自然保護官事務所

〒787-0305 高知県土佐清水市天神町11-7 TEL:0880-82-2350

【九州地区】

九州地方環境事務所

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階 TEL:096-322-2400

福岡事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階 TEL:092-437-8851

佐世保自然保護官事務所

〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎5階 TEL:0956-42-1222

五島自然保護官事務所

〒853-0015 長崎県五島市東浜町2-1-1 福江地方合同庁舎2階 TEL:0959-72-4827

雲仙自然保護官事務所

〒854-0621 長崎県雲仙市小浜町雲仙320 TEL:0957-73-2423

天草自然保護官事務所

〒863-0014 熊本県天草市東浜町10-1三貴ビル5階 TEL:0969-23-8366

阿蘇くじゅう国立公園管理事務所

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川1180 TEL:0967-34-0254

阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 くじゅう管理官事務所

〒879-4911 大分県玖珠郡九重町大字田野260-2 TEL:0973-79-2631

屋久島自然保護官事務所

〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町 安房前岳2739-343（屋久島世界遺産センター内） TEL:0997-46-2992

霧島錦江湾国立公園管理事務所

〒890-0068 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎2階 TEL:099-213-1811

霧島錦江湾国立公園管理事務所 えびの管理官事務所

〒889-4302 宮崎県えびの市末永1495-5 TEL:0984-33-1108

沖縄奄美自然環境事務所

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階 TEL:098-836-6400

奄美群島国立公園管理事務所

〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑551（奄美野生生物保護センター内） TEL:0997-55-8620

奄美群島国立公園管理事務所 徳之島自然保護官事務所

〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1 天城町役場4階 TEL:0997-85-2919

やんばる自然保護官事務所

〒905-1413 沖縄県国頭郡国頭村字比地263-1（やんばる野生生物保護センター内） TEL:0980-50-1025

慶良間自然保護官事務所

・座間味事務所

〒901-3402 沖縄県島尻郡座間味村字座間味109 座間味役場2階 TEL:098-987-2662

・渡嘉敷事務所

〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183 渡嘉敷村役場2階

石垣自然保護官事務所

〒907-0011 沖縄県石垣市八島町2-27（国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター内） TEL:0980-82-4768

西表自然保護官事務所

〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見（西表野生生物保護センター内） TEL:0980-84-7130

国立公園における自然体験コンテンツガイドライン (Ver.3.0)

令和5年3月

発行：環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-3581-3351(代表)

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、
印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。